

15. 6. 11

業鑛炭石

報會助互

筑豊鑛山學校

號五第・卷五第

行發日十二月五年五十和昭

昭和十五年五月十七日印刷
昭和十五年五月二十日發行

目次

卷頭言(經濟違反を絶滅せよ)	鳴溝生	(一)
本間誠之進君の逝去を悼む	中村幸八	(三)
鑛業報國の精神	渡邊四郎	(八)
日發會社に對する進言	町田隆介	(二〇)
硬炭について	石炭鑛業互助會分析主任	(二二)
參考		
石炭品位取締規則について	商工省事務官 杉村正一郎	(二七)
鐵鋼需給規則解説		(二七)
鑛業法改正に就て		(二七)
日本石炭會社定款及び設立趣意書		(二七)
勞務補導員設置要項		(二七)
石炭船運賃		(二七)
隨筆		(二七)
法令		
石炭配給統制法施行期日		(二七)
石炭配給統制法施行令		(二七)
石炭増産獎勵金交附規則		(二七)
石炭山新坑開發助成金交附規則		(二七)
彙報		
石炭増産三ヶ年計畫其他		(二七)
本會記事		(二七)
石炭鑛業權設定		(二七)
炭界日誌	福井生	(二七)

五月號

行發會助互業鑛炭石

特許

日本政府 第103171號

滿洲國政府 第4324號

(舊名稱遊槽式)

多々良式 自動空氣壓縮 洗炭機

兼蓄水緩衝



株式會社

多々良製作所

營業種目

- 洗炭機
- 送風機
- 濃泥機
- 工作機
- 其他礦山用並に一般諸機械
- 撰炭機
- 破碎機
- 輸送機
- 採金船
- 捲揚機
- 起重機
- 壓縮機
- 浮遊選礦機

本社 福岡市外粕屋郡志免町御手洗六番地
 出張所 東京市麴町區丸之内二丁目昭和ビル五階
 東京工場 東京市城東區大島町八丁目七〇番地
 電話本所(七三)一二六、九四〇二番

社長 安部政次郎
 常務取締役 薙野嘉朗
 取締役 原一朗

多々良製作所會則

第一章 總則
 第二章 會員
 第三章 會費
 第四章 役員

第一章 總則
 第二章 會員
 第三章 會費
 第四章 役員

特許

日本政府 第103171號

滿洲國政府 第4324號

(舊名稱遊槽式)

多々良式自動空氣壓縮洗炭機



株式會社

多々良製作所

營業種目

洗炭機・撰炭機・捲揚機
 送風機・破碎機・起重機
 濃泥機・輸送機・壓縮機
 工作機・採金船・唧筒・浮遊選礦機
 其他礦山用並に一般諸機械

本社 福岡市外粕屋郡志免町御手洗六番地
 電話福岡(三)二六四四・四五九二・四五九三番
 出張所 東京市麴町區丸ノ内二丁目昭和ビル五階
 電話丸ノ内(三)五九五・五九六・五九七・五九八番
 東京工場 東京市城東區大島町八丁目七〇〇番地
 電話本所(七三)一二六・九四〇二番

社長 安部政次郎
 常務取締役 上野嘉朗
 取締役 原一朗

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ノ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會報ヲ刊行スルコト
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ贊成スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモントス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月三十一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營

第四章 役員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ケル
 一、會長 一名
 二、副會長 一名
 三、理事 五名以内
 四、監査役 十名以内
 第十六條 會長、副會長、總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監査役及評議員ハ正會員又ハ准會員中

第八條 營業坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得但シ正會員過半數ノ同意ヲ得ルニ職員以外ノモノヲ推薦スルコト不得

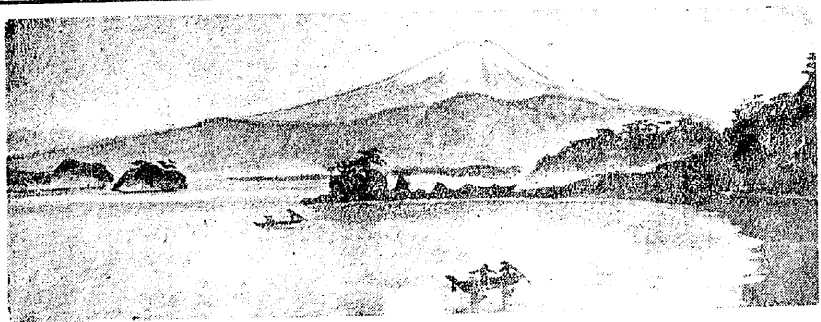
第九條 新加入會セシムル者ハ所定ノ申込手續ヲシテ理事會ノ承認ヲ得バキモシテ本會ニ加入スル者モ又同シ

第十條 毎年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタリ場合、正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出シベキモノトス

第十一條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス

第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十三條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ヒ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ



＝ 卷頭言 ＝

經濟違反を絶滅せよ

現今各方面に經濟違反が公然と横行調歩し、益々其件数を増加しつつ、あることは戦時經濟運営上頗る遺憾である。

去る地方長官會議に於て、法相は此の問題を探り上げ、今後此種惡質違反に對しては斷乎たる態度を以て望むべき事を訓辭した。併し乍ら此種違反は他の犯罪と異り刑政上頗る困難な問題であるから、只單に法的制裁方針を以つては其の充分なる効果を擧げ得ないであらう。其の絶滅を期するには一方國民の道徳的反省並に自覺を促し、戦時經濟生活の訓練を與へなければならぬ。

従來、自由經濟機構に慣れた國民は、現今我國の經濟機構が、戦時經濟運営の目的遂行の爲、大編成變へが行はれてゐることを無視する違反行為が、恐るべき禍根を將來に胎す反道徳的行爲たるの認識が淺い。

自由經濟機構下に於ては、買留、賣惜は其時代の經濟原則に對應した商略であり、それに依つて多大の利益を得る者があつても之を當然として何等反道徳的行爲として責むる事なく、寧ろ先見者、疎陋者として稱揚した。

然し現今の如く國家が、夫自身の目的遂行のため、物資の最大需要者となり、消費者となり、しかも其消費が未嘗の膨脹を來してゐるため、物資の國家的不足を來してゐる際にも拘らず、依然として過去の自由主義、營利主義の經濟觀念を以て自己の利益を計り其の大を成さんとするは許すべからざる反國家的行為であり、商賈的行為である。

昨年十一月現在の所謂暗取引の法的違反檢舉は全國で百九十八萬五千人に達し、之は我國商業人口約二百萬とすれば、各一人が各一件の摘發を受けたこととなる。之等違反の中には最終消費者又は物資入手難の爲、其の違反動機が不利益獲得を目的としない同情すべきものもある。然し物資不足に乘じて意識的に、計畫的に暗相場を強要し、買留をなし、賣惜をみか行ふ者が多數存在し、戦時經濟運営に國民生活安定に支障を來さしめんとする者あるは實に寒心に堪へない。

之等の者に對しては徹底的に法的、社會的制裁を下すと同時に、他方商行爲に携る全國國民に對し、我國戰時經濟の眞意を理解せしめ、經濟道徳の嚴守を促す單に精神聯盟の積極的運動展開を爲すか、又はそれが不可能なれば別種の適宜なる機關の創立が急務である。(鳴瀧)

第十七條 本會の代表シ事務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス

第十八條 本會ノ會計及會務ヲ監督ス

第十九條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

第二十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第二十一條 本會ノ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第二十二條 本會ノ資産、基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ之レニ充テ

第二十四條 本會ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ許リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス

第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本會ノ豫算、理事會ノ承認ヲ經テ、決算ハ總會ノ承認ヲ經テ行ハルモノトス

第二十七條 本會ノ役員ハ左ノ通り定ム

第二十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第二十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第三十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第四十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第五十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第六十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第七十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第八十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十一條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十二條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十三條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十四條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十五條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十六條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十七條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十八條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第九十九條 本會役員ハ左ノ通り定ム

第一百條 本會役員ハ左ノ通り定ム



＝ 言 頭 卷 ＝

經濟違反を絶滅せよ

現今各方面に經濟違反が公然と横行闊歩し、益々其件数を増加しつつ、あることは戦時經濟運営上頗る遺憾である。

去る地方長官會議に於て、法相は此の問題を採り上げ、今後此種惡質違反に對しては斷乎たる態度を以て望むべき事を訓辭した。併し乍ら此種違反は他の犯罪と異り刑政上頗る困難な問題であるから、只單に法的制裁方針を以てして其の充分なる効果を擧げ得ないであらう。其の絶滅を期するには一方國民の道徳的反省並に自覺を促し、戦は經濟生活の訓練を與へなければならぬ。

従來、自由經濟機構に慣れた國民は、現今我國の經濟機構が、戦時經濟運営の目的遂行の爲、大編成變へが行はれてゐることを無視する違反行為が、恐るべき禍根を將來に胎す反道徳的行為たるの認識が淺い。

自由經濟機構下に於ては、買留、賣惜分は其時代の經濟原則に對照した商略であり、それに依つて多大の利益を得る者があつても之を當然として何等反道徳的行為として責むる事なく、寧ろ先見者、辣腕者として稱揚した。

然し現今の如く國家が、夫自身の目的遂行のため、物資の最大需要者となり、消費者となり、しかも其消費が未嘗有の膨脹を來してゐるため、物資の國家的大不足を來してゐる際にも拘らず、依然として過去の自由主義、營利主義の經濟觀念を以て自己の利益を計り其の大を成さんとするは許すべからざる反國家的行為であり、商賈的行為である。

昨年十一月現在の所謂暗取引の法的違反檢舉は全國で百九十八萬五千人に達し、之は我國商業人回約二百萬とすれば、各一人が各一件の摘發を受けたこととなる。之等違反の中には最終消費者又は物資入手難の爲、其の違反動機が不利益獲得を目的としない同情すべきものもある。然し物資不足に乘じて意識的に計畫的に暗相場を強要し、買留をなし、賣惜しみをなす者が多数存在し、戦時經濟運営と國民生活安定に支障を來さしめんとする者あるは實に寒心に堪へない。

之等の者に對しては徹底的に法的、社會的制裁を下すと同時に、他方商行為に携る全國國民に對し、我國戦時經濟の眞意を理解せしめ、經濟道徳の嚴守を促す單に精神聯盟の積極的運動展開を爲すが、又はそれが不可能なれば別種の適宜なる機關の創立が急務である。(鳴潮)

第一章 總則
 第一條 本會は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第二章 組織
 第三條 本會は、會長一人、副會長一人、理事若干人、監事若干人を置く。

第三章 職務
 第五條 會長は、本會の業務を總括的に掌理し、對外に代表する。

第四章 財政及會計
 第七條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第五章 附則
 第九條 本會の規則は、本會の決議を経て制定する。

第六章 附則
 第十條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第七章 附則
 第十一條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第八章 附則
 第十二條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第九章 附則
 第十三條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第十章 附則
 第十四條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第十一章 附則
 第十五條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第十二章 附則
 第十六條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第十三章 附則
 第十七條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第十四章 附則
 第十八條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第十五章 附則
 第十九條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第十六章 附則
 第二十條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第十七章 附則
 第二十一條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第十八章 附則
 第二十二條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第十九章 附則
 第二十三條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第二十章 附則
 第二十四條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第二十一章 附則
 第二十五條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第二十二章 附則
 第二十六條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第二十三章 附則
 第二十七條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第二十四章 附則
 第二十八條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第二十五章 附則
 第二十九條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第二十六章 附則
 第三十條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第二十七章 附則
 第三十一條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第二十八章 附則
 第三十二條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第二十九章 附則
 第三十三條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第三十章 附則
 第三十四條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第三十一章 附則
 第三十五條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第三十二章 附則
 第三十六條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第三十三章 附則
 第三十七條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第三十四章 附則
 第三十八條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第三十五章 附則
 第三十九條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第三十六章 附則
 第四十條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第三十七章 附則
 第四十一條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第三十八章 附則
 第四十二條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第三十九章 附則
 第四十三條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第四十章 附則
 第四十四條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第四十一章 附則
 第四十五條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第四十二章 附則
 第四十六條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第四十三章 附則
 第四十七條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第四十四章 附則
 第四十八條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第四十五章 附則
 第四十九條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第四十六章 附則
 第五十條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第四十七章 附則
 第五十一條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第四十八章 附則
 第五十二條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第四十九章 附則
 第五十三條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第五十章 附則
 第五十四條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第五十一章 附則
 第五十五條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第五十二章 附則
 第五十六條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第五十三章 附則
 第五十七條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第五十四章 附則
 第五十八條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第五十五章 附則
 第五十九條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第五十六章 附則
 第六十條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第五十七章 附則
 第六十一條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第五十八章 附則
 第六十二條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第五十九章 附則
 第六十三條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第六十章 附則
 第六十四條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第六十一章 附則
 第六十五條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第六十二章 附則
 第六十六條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第六十三章 附則
 第六十七條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第六十四章 附則
 第六十八條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第六十五章 附則
 第六十九條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第六十六章 附則
 第七十條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第六十七章 附則
 第七十一條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第六十八章 附則
 第七十二條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第六十九章 附則
 第七十三條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第七十章 附則
 第七十四條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第七十一章 附則
 第七十五條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第七十二章 附則
 第七十六條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第七十三章 附則
 第七十七條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第七十四章 附則
 第七十八條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第七十五章 附則
 第七十九條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第七十六章 附則
 第八十條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第七十七章 附則
 第八十一條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第七十八章 附則
 第八十二條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第七十九章 附則
 第八十三條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第八十章 附則
 第八十四條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第八十一章 附則
 第八十五條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第八十二章 附則
 第八十六條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第八十三章 附則
 第八十七條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第八十四章 附則
 第八十八條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第八十五章 附則
 第八十九條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第八十六章 附則
 第九十條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第八十七章 附則
 第九十一條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第八十八章 附則
 第九十二條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第八十九章 附則
 第九十三條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第九十章 附則
 第九十四條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第九十一章 附則
 第九十五條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第九十二章 附則
 第九十六條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

第九十三章 附則
 第九十七條 本會の職務は、會長、副會長、理事、監事等が掌理する。

第九十四章 附則
 第九十八條 本會の組織は、戦時經濟の需要に応じて変更する。

第九十五章 附則
 第九十九條 本會の業務は、戦時經濟の運営に關し、國民の道徳的訓練を目的とし、其の爲め必要なる事項を處理する。

第九十六章 附則
 第一百條 本會の財政は、會費、寄附金、及び他種収入を以てする。

本間誠之進君の逝去を悼む



本會々員、本社株主本間誠之進氏は豫ねて強度の神經衰弱症に患り、療養中の處養生相叶はず遂に本月八日午前三時逝去した。氏は明治三十五年十一月四日山口縣吉敷郡嘉川村に生れ、幼時僅か十五歳にして郷關を出で、若松に來り、山久商店に入り、後太田商店に轉じ約十二、三年間刻苦奮闘只管石炭販賣上の研鑽を積み、昭和八年三十二歳を以て獨立、石炭商本間商店を創立した。後福岡縣遠賀郡所在の別府炭坑を野添氏より買收し之を經營、事業の擴大を來すに至つたので本年一月一日より全店を資本金十八萬圓の株式組織に改め、石炭生産販賣の兩面に亘り日夜奮闘を重ねてゐた。氏は頭腦明晰、先見の明あり、一方精神上の修養に勉め、西郷南洲翁に私淑すること深く、「敬天愛人」を主義とし、敬神の念厚く、正義を重んじ、又他人に對し親切、溫情、多くの人に尊敬を受けてゐた。今や石炭生産配給上に益々多くの人材を要求する戦時經濟下に於て氏の如き將來有爲の小壯業者を喪ひたるは實に残念である。又國策上石炭需給の重要な痛感し、在來の營利主義を排撃、率先して石炭報國に邁進すべく熱意に燃えてゐた氏が、其志成らずして中途にして斃れたるはまことに同情に堪へない。茲に謹んで哀悼の意を表し其の御冥福を御祈申上ぐる次第である。

石炭 鑛業 互助會
互助會 石炭株式會社

鑛業報國の精神

福岡鑛山監督局長 中村幸八

支那事變勃發致しましてより既に第四年目の春を迎へまして國民待望の新中央政權も去る三月三十日を以て意義深い第一歩を踏出し、日、滿、支一體となつて成し遂げらるべき東亞新秩序建設の大業も愈よ其の緒に就かんと致して居るのであります。然し乍ら支那に新しい政府が樹立せられまして日本と互ひに提携し新東亞の建設に當ることに成りましても、之は決して支那事變の終結を意味するものではなく、及日本の負擔が軽く成る事を意味するものでもないのであります。我國は今や歴史的轉換期に際會し國家内外の情勢も複雑困難を極め事變處理の前途は眞に遼遠なるものあるを思はするであります。此の際徒らに事變の終結を焦慮するが如きことがありませんならば、それは却て相手方の乘する處となり事變の解決を遷延複雑化せしめる事に相成るのであります。茲に於きまして我々銃後の國民はもう一度しつかりと事變に對する不動の信念と不退轉の決意を固め堅忍持久、不撓不屈の精神を以ちまして舉國一致、官民相協力して聖戰目的貫徹に邁進しなければならぬと思ふのであります。

特に鑛業は有史以來に文化の發展、國力強化の原動力と爲つて參つたのであります。がとりわけ現下の非常時局下に於きましては各種鑛物は軍の需要充足と生産力擴充政策遂行上何物にも換難い重要なものであり鑛物の増産こそは銃後に於ける戦争勝利の鍵であると申すべきでありまして、我々鑛業に關係のある者の任務と使命とは眞に重大なるものがあると思ふのであります。

福岡山監督局管内即ち山口、九州、沖縄の各縣より採掘せられます處の主なる礦物を列擧致して見ますと其の最も重要なるものは申す迄もなく石炭と金銀でありますが其の他錫、銅、鉛、亜鉛、アンチモン、燐、硫黃、硫黃鐵、滿カン等も産出せられて居るのであります、之等礦物の中石炭は各種産業及交通機關の原動力として時局柄頗る重要なものでありますと同時に製鐵用、染料、藥品等の製造用として亦重要な事は今更茲に説明するまでもない事ですが、更に最近科學の進歩に伴ひまして人造石油の製造用とか人造ゴムの原料であるとか或は又最近アメリカに於て喧しい問題になつて居ります處の「ナイロン」と言ふ新しい纖維の製造に用ひらるゝ等其の用途は次から次へと増して居るのであります之なくしては實に生産力の擴充も戦争行爲の遂行も出來ないのであります、處が從來石炭は餘り世間では重要視して居らなかつたのであります、之は丁度米の飯と同じ様に普段有り餘つて居ります時には一向其の有難味を感じないのであります、一旦米櫃の底を叩いた時初めて米の本當の有難味が判ると同じ様に、石炭も先般の關西の電力飢饉の問題が起りました初めて石炭と言ふものは大事なものであると言ふ事が判つて頂く様になつたのであります。

我々石炭鑛業に關係して居る者にとりましてはこの點は不幸中の幸ひであつたと考へて居るのであります、世間一般にそいふ風に認識を深くして頂いたのみならず、今回中央の政府に於きましても八千三百餘萬圓の豫算を以ちまして石炭増産獎勵金並に坑道掘進助成金を交付し又日本石炭株式會社を設立することに相成つたのであります、明治以來石炭鑛業に對しまして斯の如き膨大なる豫算を組まれたといふことは恐らく初めてのことであります、これに依つて見ましても如何に石炭が大事であるかといふことが判るのであります、又銅、鐵、鉛、亜鉛、錫等は軍需品その他各種機械器具等の素材と致しまして何れも必要缺く可らざるものであります現在相當の數量を輸入に仰いで居る様な次第であります、が色々の事情に依りまして輸入は困難であります、この際と致しましてはどうしても積極的には國內並に我國の勢力範圍内より出來得る限り、多くの礦物を採掘致しまして軍の需要を充足し、その他生産力擴充の資材に充て他方消極的には國

内の不用不急の用途に對しましては極力消費の節約を計り、代用品の使用を獎勵し更に屑鐵、屑銅等國內に於ける廢物の利用回收に努めなければならぬ状態に在るのであります。

又金に付て申しますと金は貿易の入超其の他國際貸借尻の決済には絶対に必要なものであります現在政府に於て最も力を入れて居ります輸出の振興策も物資の消費節約も、要するに金の國外流出を最少限度に止めやうとする趣旨に外ならないのであります、若し新産金にして多からず圓ブロック以外の第三國に對する貿易の入超決済すること能はざる場合に於きましては、現下最も必要と致します所の軍需用資材並に生産擴充資材の輸入に困難を來すは勿論經濟界に及ぼす影響は寔に計り知るべからざるものがあり、延いては國民生活に及ぼす影響は極めて憂慮するものがあります故に、此の際我々は何んとしても一匁でも一瓦でも多くの金を掘採しなければならぬと思ふのであります、斯る事態に即應致しまして政府に於きましては、産金法を初め重要礦物増産法、石油資源開發法、探礦獎勵金交付規則、石炭配給統制法等色々の増産獎勵に關する法規を制定致しますと共に、日本産金振興株式會社、帝國燃料興業株式會社其れに石炭配給統制法に依り近く設立せらるゝことに相なつて居ります處の日本石炭株式會社等各種の國策會社を設立致しまして増産の完璧を期して居る様な次第であります、然し乍ら石炭、金を始め各種礦物の需要は事變の進展に伴ひまして、益々増大する許りであります、最近に至る迄大體自給自足致して居りました石炭でさへ今日に於きましては數百萬噸の不足を來して居る様な状態であります。

如斯増大せる需要に對しまして供給が之に伴はない理由は我國に石炭が無くなつたのではないのであります、石炭は掘れば幾程でも出るのであります。さきに申述べました様に政府に於きましては、各種の法令を制定し又多數の國策會社を設立致しまして生産力擴充に努力致して居ります外、或は半島人を移入致しまして勞力の不足を補ひ、或は鑛業用資材の最優先配給を行ふ等各種の方策を採用致して居るのであります、此等法律の力には限度があり勞力資材には數限り

あるのであります、是に於きましてこの非常時局を克服し國家が要求するだけの礦物の増産を計る爲には、事業主も職員も勞務者を打つて一丸となり、夫々の立場、立場に従ひまして全能力を發揮し徒らに自己の利潤乃至は利益のみを追及することを止め、眞に獻身的、奉仕的の御奮闘を御願ひ致したいと存する次第であります。

我が福岡鑛山監督局におきましては斯る意味合より致しまして勞資一體鑛山一家の理想を具現し産業道に於ける新秩序を建設する爲に昭和十二年十二月五日を期し全國に魁まして鑛業報國運動を提唱致しましたのであります、幸ひ各鑛山の熱心なる御支援と御協力に依りまして鑛業報國運動の内容は一段と強化せられまして鑛業報國會の設立を見たる鑛山も二百五十に垂と致しましたので其の指導連絡の機關と致しまして昭和十四年八月五日福岡地方鑛業報國聯合會の結成を見るに至つた様な次第であります、此の福岡地方鑛業報國聯合會の綱領は

- 一、我等鑛業人は光輝ある我國體の本義に則り滅私奉公難局の打開に當り皇運扶翼の大使命を完うせむことを期す
- 一、我等鑛業人は鑛業の國防産業として重大責務を認識し協心戮力之が進歩發達を圖り以て鑛業報國の實を擧げむことを期す

一、我等鑛業人は勞資對立觀念を一掃し、勞資一體鑛山一家の理想を具現し以て産業道に於ける新秩序の建設を期すでありまして此の綱領に示されて居ります如く鑛業報國運動は愛國運動、増産運動及び國民再組織運動の綜合運動であります、之を換言致しますと事業主も職員も勞務者も各々其の職分の意義を自覺し之を尊重致しまして一致團結、鑛山一家の實を擧げ最善の努力を盡くして礦物の増産を圖り盡忠報國以て皇運扶翼の大使命を全うすることであり、即ち事業の經營に當る者は鑛業は單に自己の利益増進の爲にのみ爲さるゝものではなく産業の發達、皇國の興隆の爲に爲さるゝものであることを深く認識して經營の任に當りますと共に従業員に對しましては物心兩面に亘り其の福祉の増進に努めなければならぬのであります。

又従業員は勤勞は單に自己の生活にのみ爲さるゝものではなく國家の興隆に貢獻するが爲に爲さるゝものであることを深く認識して勤勞に努め忠實に其の職分を盡さねばならないと考ふる次第であります。

本年は丁度紀元二千六百年に當りまして皇統連綿たる國體を壽ぎ奉る輝かしい年でありますと共に前古未曾有の躍進を前にしての重き試練の年であります此の試練を乗切つてこそ初めて興亞の大業、長期建設は成し遂げられるのであります鑛業人に課せられて居ります所の試練を克服するものは言ふ迄もなく鑛業報國精神の昂揚と其の實戦にあると思ふのであります、第三回國鑛業報國強調週間は本日より七日迄一週間實施せらるゝことに相成つて居ります。

皆さん現代の戦争は總力戦であります、昔の戦争は武力の戦争でありましたが今の戦争は國全體凡ゆる力を賭しての戦争であります、戦の庭に立つも立たぬも誰一人戦士でない者はありません、産業人は産業戦士であり、皆さんは鑛業戦士であります、どうぞ皆さん、皆さん方に於かれましては現段階に於ける鑛業戦士としての使命の重大なることを思ひ起されまして一段と協心戮力、益々鑛業報國運動の大理想實現に向つて邁進せられん事を切望して己まない次第であります。

尙此際一言申上げ度いことはこの鑛業報國運動は單に鑛業關係の人々のみに依りまして成し遂げられるものではなく一般國民の方々の深い御理解と絶大なる御援助とによりまして始めて本運動所期の目的を達成することが出来るのであり之なくしては到底完全なる効果を期待することは出来ないのであります。

皆さん！今地下數千尺の坑底には數十萬の鑛業戦士が鑛業報國精神の旗の下に愛國の熱情を抱きつゝ黙々として國家の爲、一生懸命に働いて居ります、汗と膏に汚れた此の人々の聖い姿を想ひ起されまして今後一段の御協力と御支援を待つ次第であります。

(五月一日L.K.より放送)

日本發送電會社に對する進言

渡邊 四郎

昨冬來石炭の飢饉騒ぎ(殊に日發用炭に關して)は天下を擧げての大問題化し、一國の總理大臣が組閣の翌日から全關係を集めて、何よりも先づ此れが對策に没頭せねばならなかつたと言ふが如きは、情無き状態と言はねばならないと思ふ。一昨年の需給關係からすれば其の冬場に石炭飢饉が起るべしとは昨春夏の頃から既に斯界の玄人筋には一様に豫知されて居つたのである、されば適時に豫め對策を講じたならば事は簡單に處理出來た筈だ、過去の出來事は今更せん方は無いとしても、本年の來る可き冬場に、又もや炭切れ騒ぎが起らぬと、誰が保證出來るであらうか、石炭の需給の前途は必ずしも樂觀を許さぬものがあるからである。

今は丁度日本發送電社の炭の當面の手當も落付き、議會でのビンボケの「討論會」も一段落となつた際であるから、一言日發社に進言を試みて、今後彼の如き醜態を二度と繰返すことの無い様に十分の考慮を促し度い。

今回の日發社の炭切れ問題は其結果として天下に一大迷惑を及ぼした責任は何と謂つても日發社が負はねばならぬと斷ずる。同時に是は日發社の背後にある電氣廳の共同責任は免れまい。

振返つて見ると、日發社の炭切れ問題は結局石炭其物が絶対に無かつたのでは無くて、あのモメントに於て日發の手元に炭が無かつたと云ふだけに過ぎなかつたのであるから、日發社としては盡す可き手段を十分に盡さなかつたと謂はねばならぬ。茲に日發に責任がある。

今日となりては徒らに責任呼ばはりすることは、一先づ中止するとして、將來の爲めに日發に忠告し考慮を促し度い事は、日發は此際至急火力に對する「ダム」の設備を新設す可きである。水力發電の場合には適當の水源地點を溯りて、「ダム」を作り、貯水池とし豊富に水を湛ゆるのであるが、何故に日發ともあらうものが、其火力發電に對し同様の「ダム」「レザーバー」の設備をしなかつたのか、筆者には合點が行かぬのである。

火力發電に對する「ダム」を言ふのは、水力の水源地に相當する石炭産出地の港灣に於ける自家専用の貯炭場及船積設備のことである。川上から水が流下して一應「ダム」に瀨切られるが如くに、炭坑から産出し送り出される石炭は必ず一應其港灣に於ける貯炭場に貯藏せられ、其處から需要地に搬出せられる。日發の如き大量の石炭消費者が、何故其れに氣が付かなかつたのか、随分おかしな話である。

日發たるもの此際至急若松とか、北海道港等に、適當なる自家専用の貯炭場及び石炭船積設備を造るがよい。今日の日發は鐵道省以上の石炭の大消費者である鐵道省を見よ、石炭積出港には勿論、全国各地に亘り實に豊富なる貯炭場を用意して居る、實際あれだけ位の設備が無ければ本當に配炭が圓満には行かないのである。是に對し日發側としては各火力發電所に適度の貯炭場があると云ふかも知れない。併しあの程度では萬一の場合に物の役に立つだけの貯炭は出來る筈がない。あの種のもものは、單に石炭の假置場又は溜め場であつて貯藏場とは謂へないあれは丁度港の棧橋の上屋に相當するが倉庫とはならないのである。須らく、若松とか、其他の石炭港に自家用の大貯炭場を設置して、常住に炭坑から流れ出て來る石炭を受入れ、貯藏して、隨時火力發電所迄回漕する途を講ずる必要がある。火力發電が石炭を大量に使ふ季節は夏と冬の渴水期二回だけである。平時に消費する石炭は渴水期用に較べると殆ど物の數でもない位の少量である。夏の渴水期は他産業の石炭需要が幾分減じて居る季節であるから、まだ何とか苦面が付くが、冬の渴水期は全般的に石炭の需要旺盛期であるから、容易な事では十分の集炭手配が出來ないのである。日發成立の以前に於ては各電力會社が個々に石

炭手當を行つた。當時に於てさへも火力發電の石炭需要が一ケ年を通じて萬遍に行かない點からして石炭業者には火力發電は嫌はれ者であつたのである。平時は見向きもせず、イザとなると周章狼狽して石炭の大量持込請求に騒ぎ立てるので常任均一に石炭を消費する他の需要先と較べると、華客としての資格はズット下位に置かれて居たものである。謂ふ迄もなく、石炭は毎日々々平均して一年を通じて出炭するのであり、殊に大量貨物である爲め炭坑自身としては一定量以上の貯蔵も困難であり、また商品としても、金融の途が殆ど無い現狀であるから、坑主の懐勘定からしてもさう無暗に多量の貯蔵をやる事は耐へられ無い事情があるのである。然るに火力發電は何時でも石炭は手に入るものとの前提で、平時からの石炭受入をやつて居ないで、急要の際に大騒ぎして石炭の掻き集めをやる流儀である。併し以前の如く各發電會社が多數分立して居た時代に於ては、石炭の需給の先行につき、夫れ／＼独自の見込を立て強氣もあり弱氣もありて、區々の見解があつた事は丁度好都合で、或る會社は急ぎて不需要期に於て石炭の手配する。又或る會社では其取引先の貯炭場を借りて平時より準備して置く會社もあつて、石炭の實消費期間は今日同様短期間であつても、各社の流儀々々の爲めに石炭の準備手當は割合に永い期間に行はれたものである。

日發社が出来てからは火力發電用の石炭の全需要が一つの手中に握られ、其買付方針も一手に決定されるので前述の日發成立前とは形勢が大變に違つて來てゐる。而も其日發なるものが、獨りでは動けぬと云ふ豪傑と來て居るから、平時から適當の裁量は出來ず、冬の眞最中に石炭が足らぬとて内閣各大臣が集まりて騒ぎ立てる程の騒動を惹起して石炭を買集めるのでは、石炭市價の狂奔を來すのは當り前で、需給のバランスを破壊する事になるのである。もし日發にして例へば若松港、室蘭港等に大貯炭場の設備を持つて居て、毎日々々平均して年中炭坑から送り出す石炭を受入れて居り、此處に「火力發電のダム」を準備して居たならば、今度の如き減法な騒動は起さなくとも濟まし得る方法は十分あつたと思はれる。

また日發自身の發表によると、日發の火力發電所内に在る石炭中、燃焼しない粗悪炭が何萬噸あると云ふ。國策會社とある日發が何故にボクや石コロに對し高價な金を拂つて買入れ、而も高い運賃を拂つて大阪三界迄運搬させたのか、其根本原因は地元石炭港に適當な貯炭設備を持つて居ないからである。もし例へば若松に日發が自家貯炭場を持つてゐて炭坑から回着する石炭を日々檢炭して受入れて其選擇濟の石炭を火力發電所に輸送する制度を採用して居たならば、あんな石塊を發電所に持込む醜態を現はさなくて濟んだ事であらう。以上に述べただけでも略了解出來たと思ふが、發送電社とある石炭の大消費者は今少し深刻に物事を考へて、適當な準備を爲すべき義務がある。從來のやり來りより一步も進んだ仕事をやらずに居て、罪を天候に歸して、責任逃れをやるのは男らしくない。

硬炭に付いて

互助會石炭株式會社

分析所主任 町田隆介

緒論

最近燃へない石炭事件が起つて可成炭界並に需要者間にショックを與へた様である。今次聖戰目的遂行の途上斯くの如き燃えない炭の發生は實に遺憾千萬と言はねばならない、茲に一部硬炭水洗業者並に惡徳ブローカー等の一大自覺反省を促し以て筑豊炭界の名譽を辱めざらん事を切に希望する。而るに世の中には誤解と云ふ言葉がある。就中昭和系に比較し

中、小の炭礦を盟友とせる互助會系の極一部小炭坑に對して或は巷間殊に遠距離需要者間に誤解されてゐるやも計り知れない、燃料報國の精神の下に自肅自戒をモットーとせる互助會全員の中にはかゝる事に全く無關係なる事を斷言する。然らば「燃えない炭」とは如何なる正體のものが亦普通石炭を信するのであると稱するものとの限界は如何と云ふ事になる、本紙はその概略を述べて併せて斯界のより一層の自肅自戒を熱望する次第である、尙硬炭の利用價値に敷衍し大方の参考に資したい。誤りがあれば指摘していただきたいものである。

硬 炭

硬炭と稱するものは炭礦の坑道又は切羽より石炭を採掘、又は普通掘進するに當り夾雜物として産出するもので、硬炭が如何に石炭層中に夾雜形成せられてゐるかは已に本誌に於て論述したから略すが單に硬炭の組織に付いて検討せんに大體に於て二様の種類に別たれる。一つは鼠色乃至黒輝色を呈し殆んど均一の質より成り、滑石様の觸感を與へ、他は如上の實質中に石炭の薄片を混じ其の破片藥狀を呈す。前者は石炭層の上、下、又層中に介在したる粘土が原生植物の炭化と共に發生する可燃性揮發物を吸収して一種の可燃質粘土を形成せるもの、如く、後者は原生植物中に侵入したる粘土が石炭の變化に際して揮發物を吸収して石炭と共に炭化したるもの、如くである。要するに前者は主體粘土中に可燃物を含有し後者は前者と石炭との混合物と稱する事が出来る。二者共に多少の可燃物を含む点に於て一種の可燃性の燃料と稱しても可であらう。茲に硬炭が相當の可燃物を含むにも拘らず燃料として價値を發揮の出来ない理由は灰量多き事その一理由であるが其の主因は空氣中に於て良く乾燥せる硬炭と雖も其多くは一割以上の水分を含有し熱に逢ふも容易に水分を放出し得ず爲めに着火甚だ困難である。假令揮發物が着火溫度に達しても水分を伴ふ結果燃焼を遂げ得ないで黄白色の烟を發し未燃の儘逃げてしまふのである。尙硬炭の一部が着火しても揮發物及水蒸氣の蒸發により著しく熱の傳導効果を妨げられ高度の熱を發生する能はざる欠点を有する事は可燃性を具ふるにも拘らず遂に不燃物として廢棄さるゝ理由即ち燃えない理由である。

然らば石炭と硬炭との限界如何と云ふに分析上の観点から検討するとこれは私見だが灰分量大體約五〇%以上なき發熱量四〇〇〇カロリー程度せめて三五〇〇カロリー程度迄であらう。然らば炭礦に於て石炭採掘に當り硬炭夾雜物の石炭中に混入する事は不可避の事で各坑共懸命なる努力と多大の經費を以て石炭の一定標準品質の商品化の爲め或は水洗或は手撰等の手段を講じつゝある。硬炭の產出高は炭層の性質に依つて一定せざるも時として、多量の硬炭の產出する場合は炭礦の石炭生産費に重大な影響がある事は論を俟たない、茲に炭礦稼業の悩みが存するところで今少し硬炭と謂ふ怪物の實際的熱量的價値につき述べて見よう。この際硬炭價値を検討する事も強ち無駄ではないと信ずる。

硬炭と一定標準石炭との熱効果の比

燃料の實際的價値が熱量單位の多少に依つて判定せらるゝ外に燃料の物理的性質によつてその熱効果に著しき差異の生ずる事は勿論であるが、次に燃焼の熱効果率に付き一定標準石炭の硬炭との差異を比較し、明確なる硬炭の價値を調べて見よう。

筆者は燃焼の効率を測定する方法として蒸氣汽罐の効率測定に先覺者の研究を引用するが汽罐の氣壓を一定としたる状態に於て一定時間に於て燃料消費に對する蒸氣發生水量を求め燃料の熱量の單位を基準として罐水の熱吸收率を驗すればよい。燃料の效果如何は燃料の燃焼の開始より終末に至る迄の成績を求めなければならぬが汽罐を永續的に使用する場合は別として、汽罐を屢々使用亦は休止する場合は假令熱量豊富なる燃料たりとも必ずしも好成绩なりとは云はれない。巷間各家庭に於ても煉炭の場合と熱量に富める木炭とに於てもよく了解の行くものと考へる。即ち熱量に富める木炭を使用する場合燃焼の進むに従つて炭の間隙大となり過剩空氣を通過して、燃焼溫度を低下せしめるが故に度々木炭の添加により熱効果率と穴明煉炭を用ひて一定溫度の熱を持續するものとその消費量に著しき相違があるのは周知の事である。

蒸氣汽鍋の熱効率測定装置は略し、一定標準状態の装置に於て、試験用炭、同一塊状、同一不粘結性、且つ強靱にして空氣流通の變化少なき状態を前提條件とする學者の研究を引用する。次表を見ればよく分ると思ふ。

燃料	罐水温度	蒸氣水量	燃料消費	灰量	燃料熱量	燃料總熱量	蒸氣吸收熱量	効果率
其礦標準 石炭の小塊	一〇度	九、九瓩	三、七瓩	六、〇〇%	七、一二五 カロリ	二六、三六二 カロリ	六、二七〇 カロリ	二三、五%
全 硬炭の小塊	一二度	六、〇瓩	九、四瓩六二、〇〇%	三、一五九 カロリ	二、九六九 カロリ	三、七五〇 カロリ	一、二、六%	
全 硬炭の小塊	二五度	七、〇瓩	三、〇瓩七八、〇〇%	一、七八二 カロリ	二、三二六 カロリ	四、二八四 カロリ	一八、五%	
全 乾餾練塊	二八度	二、二、五瓩	七、五瓩四四、〇〇%	四、四九五 カロリ	三三、七二二 カロリ	一三、七〇二 カロリ	四〇、六%	
其地 油盤	二八度	二、二、五瓩	九、四瓩四〇、〇〇%	三、二五九 カロリ	三〇、六三四 カロリ	七、六一二 カロリ	二四、八%	
全 乾餾油盤	一二度	九、〇瓩	九、四瓩七二、〇〇%	二、二六八 カロリ	二一、三一九 カロリ	五、五三五 カロリ	二六、〇%	

次に硬炭の利用法に付き私見を述べよう。

硬炭の利用に付いて

以上大いに硬炭に同情的検討を試みたが石炭として以外に於てでなく他に利用が出来ない爲と言ふに即ち硬炭を豫め良く粉碎し、空氣との接觸面を大らしめ、水分の逃避を促がして後之に更に人工的水を加へて練塊を造るときは、混合(附着水分)水分は其の氣孔を通じて容易に脱出し得るを以て、乾燥したる團塊を火種の上に置くと、原硬炭よりも着火速に早く、淡青色の烟を揚げて燃焼を起す、即ち理論的に言へば硬炭が熱を受くる場合容易に残留する水分を發散し續出す

揮發分を以て單獨に離脱せしむるのである。燃料問題の八釜しい折柄家庭燃料として格好のものであり。安價にして製造方法の容易なる蓋し硬炭利用方法の一つである。亦工業的利用について述べよう

一、窯業用原料としての利用

硬炭が窯業用の原料として使用さるゝとすれば特別に粘土を採掘運搬するよりも炭礦より直接に硬炭を購入する方が原價及運賃等の点に於て得策たるのみならず硬炭中に含有する可燃物を燃料として利用する事は大いに製造コストを低下する事が出来よう。

二、セメント原料としての利用

セメントは粘土石灰を粉碎して混合團塊を造り一定の温度に灼熱したる後更に之れを粉碎したるものにして、原料中の粘土に對する石炭の割合は約五對三位であらう。例を冲山硬炭にとると冲山乙種硬炭中の粘土對可燃物の比は五、七對三、九の割合で之れを石灰と混合してセメントを燒成する事は至難でない。要は硬炭中の可燃物を燃焼して高度の熱を發揮せしめるの方法を講ずるにある。

三、輕量煉瓦製造原料としての利用

最近高層建築の發達に伴ひ輕質煉瓦の需要を喚起し、目下流行してゐるのは更に煉瓦中に穴を設けて重要を輕減したるものであるから其質脆強なるを危れない。然るに硬炭練塊を燒きたる後に生ずる硬灰は可燃物は逃亡しその痕跡として微細なる氣孔を残すので其比重甚だ軽く、普通煉瓦として重量約三割を減じ、硬炭中の可燃物を燃料として利用するときには製造原價の節約も出来るわけである。

四、動力用燃料としての利用

粗悪炭を瓦斯發生用に供し、低廉なる動力を起し得る事は勿論である。我國は水力發電に恵まれて居るが該瓦斯機關の發達利用の大ならざるは了解に苦しむところである、現在水力發電は建設費過大であるにも拘はらず尙且絶對的ならざる事情は天候に左右される爲である。故に最近火力發電が重んじられたのを見れば、硬炭利用の瓦斯機關の出現亦難事では無いと信ずる。例へば筑豊炭の某硬炭の發熱量三三〇〇カリーを二廷使用する事に依つて一馬力の瓦斯動力を起すとせば、假りに一日百噸の硬炭を使用するとせば優に二千馬力時の瓦斯機關を運轉する事が出来るのである。故に此の部門に於ても大いに利用法の一つなる事を失はぬ。

結 論

以上大体に於て硬炭の概論並に利用法について述べるが、炭礦經營上炭層中に夾雜成生せる硬炭の存在割合の大小が現在稼業經營上の重大なる鍵である。

この上は世の人々が、互助會系中小炭坑經營者が有効石炭中硬炭の混入（それは不可避の理由によるが）するのを極力防止してゐる事情を了知せられ且つ大自然の災害と四つに組んで鑛業報國に邁進しつゝある經營者に對して多大の理解を切望すると共に、硬炭利用工業の發達發展を希ふ次第である。

參 考

石炭品位取締規則について

商工省事務官 松村正一郎

御承知の様に我國は戦争をして居ります爲に、その戦争に使ふ資材や、銃後の國民生活に必要な品物を作らねばなりません、それには石炭が必要であります。

しかし現在に於てはいくら掘つても掘つても片端からなくなつてしまふ状態であり、そこで石炭増産が各方面から強く要求されて居る次第であり、去年下半年に石炭が足らなくなつて騒ぎを演じた事は御存じの通りであります。

しかしながら石炭は然やして熱を取るものであります、

燃して燃えないものは幾ら出ても困る、釜に入れたら燃えないどころか消えてしまつた、機械が其の爲に故障を起した十節の速力の船が三節に下つてしまつた。こんな事ではろくな仕事は出来ないのであります。

國民は戦争の遂行の爲全力をあげてゐる、人も足りないれば物資も足りない皆さんの中で俺の所には人があつてゐる。地下足袋があつてゐると言ふところはありますまい。又、石炭を運ぶトラックや貨車がなくて困つてゐるのであります。此の際勞力や資材の無駄使ひは決

して出来ないであります。

ところが燃えない石炭でも、掘るには人手が要る、地下足袋も要る、運ぶにはトラック貨車が要ります、殊にボタは重いので手数のかかる事は一人前以上である。重大な時局にかゝる無駄をする事は國家の大きな損失であります。どうかこう言ふ悪炭を出す事を法律の力を以て止めさせると同時に悪い炭を出す原因となるものを取締り、炭の善し悪しの區別等も法律の力によつてハッキリ決めて行かうと言ふので四月十五日石炭品位取締規則が制定公布されたのであります。

以下條文の細かい説明を致します。

先程申した如く銘柄と品質をハッキリして置かねばならぬ事を始めの数ヶ條に書いてあります。

第一條 石炭を目的とする鑛業権者（以下石炭鑛業者と稱す）は其の販賣（本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下第四條迄同じ）する石炭にして自己の掘採に係るもの（自己の掘採に係る石炭と其の他の石炭とを混合し一の銘柄を附して販賣するものを含む以下自選炭と

稱す）の銘柄及其の銘柄を附する石炭に關する左に掲ぐる事項を販賣前に鑛山監督局長に届出づべし。

一 最低保證品位

イ 發熱量

ロ 灰分

二 掘採鑛山名

三 自己の掘採に係る石炭以外の石炭を混合する場合に於ては其の石炭の銘柄

前項の届出を爲したる者當該銘柄を廢止し又は同項各號に掲ぐる事項を變更せんとするときは之を鑛山監督局長に届出づべし。

個人は鑛業権者であります代理人でも差支へないが、必ず鑛業権者の代理人でなければなりません。

自分の所に使用する分は届出する必要はありませんがは大部分販賣用でありますから必ず届出する事です。

最低保證品位とありますが、例へばこれは自分で少くとも六千五百カロリーはあると確實に保證出來ると言ふ自信のもてるものを届出なくてはなりません。そんなら、なる

べく低く届けたら安全でいゝだらう、と言ふ人があるかも知れませんが、普通通り相場と言ふものがありまして、品位が下れば取引に損をする譯であります。

それから自分の所で掘つた甲炭と、他所で買った乙炭を混じて兩炭が出來たとすれば、その丙と言ふ銘柄を届出なくてはなりません。其の場合は他所の炭の品位も列べて書いて置かなくてはなりません。

従來六千カロリーの甲炭を掘つてゐたところ、炭質がかはつて六千五百は大丈夫と言ふので最低保證カロリーの變更しようと言ふ場合とか、炭層が違ったので其の銘柄を廢止するやうな場合變更の届出が必要であります。

第二條 石炭の輸入又は移入を爲したる者は其の販賣する石炭にして自己の輸入又は移入に係るもの（自己の輸入又は移入に係る石炭と自産炭以外の石炭とを混合し一の銘柄を附して販賣するものを含む）の銘柄及其の銘柄を附する石炭に關する左に掲ぐる事項を販賣前に地方長官に届出づべし

一 最低保證品位

イ 發熱量

ロ 灰分

二 産出地名

三 自己の輸入又は移入に係る石炭以外の石炭を混合する場合に於ては其の石炭の銘柄

前項の届出を爲したる者當該銘柄を廢止し又は同項各號に掲ぐる事項を變更せんとするときは之を地方長官に届出づべし

これは石炭を輸入者に關するものであります省略致します。

第三條 石炭の生産業者又は販賣業者石炭を販賣せんとするときは一契約に付十噸未満の石炭を小賣する場合を除くの外其の石炭の銘柄及最低保證品位を其の買受人（委託販賣の場合に在りては受託者）に通知すべし、二以上の銘柄の石炭の混合したるものとして石炭を販賣する場合は其の銘柄別混合割合に付亦同じ

石炭販賣する時には買受人に銘柄と品位を通知しなければならぬと言ふ定めであります。

小賣の場合とあるのは直接使ふ人に賣る場合であります
十噸以内を小賣するには買受人に對しての通知は要りま
せんが、卸賣りの場合はたとへ一噸でも通知を必要としま
す。場合によつては委託して販賣する場合がありますが、
その時には委託者に通知しなくてはなりません。

通知は必ずしも文書でなくても構ひませんが文字に書い
てあつた方が後で問題になつた時都合がよい、送り狀に書
き加へておいたら誠に結構と思ひます。

混炭の場合、甲炭乙炭を混ぜて丙と言ふ名をつけて賣る
場合は甲、乙の兩方の名前と品質を通知しなければなら
ないのであります。それからもう一つどう言ふ割合に混じて
ゐるかその割合をも通知しなければなりません。

次に、例へば他所から甲と云ふ炭を買つて來て、其の名
前を變へて賣る事は禁じられました、銘柄を勝手に變へて
賣る事は出来ません變へるなら許可が要る、これが第四條
であります。

第四條 石炭の生産業者又は販賣業者石炭を富石炭に付該
前條の規定に依る通知を受けたる銘柄以外の銘柄を附し

て販賣する場合に於ては地方長官の許可を受くべし、但
し石炭鑛業者又は石炭の輸入若は移入を爲したる者第一
條又は第二條の規定に依る届出を爲したる場合及石炭を
選別し之を販賣する者第九條の許可を受けたる場合は此
の限に在らず

前項の許可を受けんとする者は銘柄別に左に掲ぐる事項を
記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

- 一 銘柄
- 二 最低保證品位

- イ 發熱量
- ロ 灰分

三 前號の規定に依る通知を受けたる銘柄

四 前號の銘柄以外の銘柄を附して販賣する事由

第一項の許可を受けたる者前項第二號に掲ぐる事項を變更
せんとするときは其の事由を具し地方長官の許可を受くべ
し

第一項の許可を受けたる者當該銘柄を廢止したるときは遲
滯なく之を地方長官に届出づべし

石炭生産業者、販賣業者が銘柄品位の通知を受けて買つ
た名前を變えようと言ふ時には必ず地方長官の許可を受け
ねばならぬのであります。もつとも第一條第二條により届
出の済んだ人は許可は要りません、とに角一度決つた炭の
名前を變えようと言ふ人は許可を受けねばならぬと思つて
居れば間違ひありません。

尙、許可申請書に銘柄を變へる理由を書かねばなりませ
ん、許可を受けた銘柄の石炭を賣るのを止めた場合には廢
止の許可が必要です。

以上の如く、銘柄品質を届出て販賣の時はそれを通知す
るやうにしなければなりません、それを誰にも分るやう
にして置かなくてはならない、こゝにはこう言ふ石炭を賣
つてゐる。インチキ石炭では無いぞと言ふ事がハッキリ分
るやうにしておけば検査する時もハッキリして都合がよい
のであります。

そこで次の條文ではその表示の事が規定してあります。

第五條 石炭の生産業者又は販賣業者は其の販賣（昭和十
五年四月三十日以前に爲したる契約に依る引渡を含む以

下同じ）する石炭に付其の銘柄又は銘柄別混合割合を掲
示其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし、
但し地方長官（石炭鑛業者自産炭を販賣する場合に在り
ては鑛山監督局長）に於て其の必要なしと認むる場合は
此の限に在らず

要するに銘柄を分り易く表示せよと言ふのであります。販
賣する石炭にだけ表示すればよろしい、表示は銘柄だけで
結構であります、カロリーの表示は要りません。二つ以上
混ぜて賣る場合は其の混合の割合を書いて貰ひたいのであ
ります。

貯炭場、貨車、トラック等にも必ず表示の札を立てなけ
ればなりません。同じ貯炭場でも炭の山が幾つもあれば、
その炭の山に一本づゝ表示を立てねばなりません、監督局
長、地方長官が其の必要なしと認める時は表示しなくても
よろしい、炭坑から貯炭場に運ぶエンドレスの一函には表
示するか否かについては貯炭場にだけ表示して置けば余体
的に充分なる場合には貯炭場だけでよからうと思ひます。
運搬する石炭の表示については一噸以上であれば必要で

すが、福岡、佐賀、長崎、三縣内を運搬するトラック、貨車、車輛等には一噸以上であれば表示しなくてはなりません。其の他の縣では車輛の表示は不要であるが、船舶の表示はどの地方も必要であります。已むを得ぬ事情があつても表示が困難な場合は表示を免除せられます。標札には銘柄に併せて炭坑の名を書いて置かねばなりません。

次に、銘柄と品位が異つた場合どうか、例へば甲炭五千カロリーの保證カロリーとして届出たものが四千五百カロリーの少ない場合その時は甲炭として賣つてはいけなと言ふのが第六條の規定であります。

第六條 石炭の生産業者又は販賣業者其の販賣する石炭の品位が當該石炭に附する銘柄に付第一條若は第二條の規定に依り届出で、第三條の規定に依る通知を受け又は第四條若は第九條の許可申請書に記載したる最低保證品位に達せざる時は之を當該銘柄の石炭として販賣することを得ず

石炭の生産業者又は販賣業者銘柄別混合割合を示して石炭を販賣する場合に於て其の石炭の品位が當該各銘柄に

は之を含む、炭滓を販賣する場合に在りては鑛山監督局長の許可を受けたる場合は此の限に在らず

商工大臣は本規則公布と同時に品位を指定致しました。常磐炭、宇部炭以外、例へば九州炭、樺太炭、朝鮮炭、北海道炭は四千カロリー以下、灰分百分の四五以上の炭は賣つてはならない。常磐炭及宇部炭は三千五百カロリー以下灰分百分の四五以上、宇部炭田大派層より産出する粉炭は三千二百カロリー以下、灰分百分の四十七以上の石炭は賣つてはならないと言ふのであります。

どうして宇部炭、常磐炭以外の石炭とか何とか區別をつけたかと言ふ人がありますが、それは從來宇部炭、常磐炭等と言ふものはこれ位の品位のものであると言ふ事が一般に知れてゐるので少し品位が下つたところを認めたのであります。

又、ボク、ズリ等を賣つてはならない事が定めてあります。山から掘つたものでも石炭と言へないものは賣つてはいけない事になつて居ります、その中の一粒々々は立派な石炭でも全体として悪い時には賣つてはならない、是等は

付第一條若は第三條の規定に依り届出で、第三條の規定に依る通知を受け又は第四條若は第九條の許可申請書に記載したる最低保證品位及當該銘柄別混合割合に依り算出したる品位に達せざる時は之を當該銘柄及銘柄別混合割合の石炭として販賣することを得ず

要するに最低保證品位に達してゐない石炭は其の名前で賣つてはいけなと書いてあるのです。生産業者が五千カロリーとして届けた炭が、實は四千五百カロリーしか無い事を知つた時、山から出た時は例へば五千カロリーの最低保證品位があつたが貯炭場に置いてある中に風化して四千五百カロリーに下つたと言つた場合は、銘柄品位の變更届を出さなくてはならない、貯炭の爲にどうと言ふ事は言ひ譯にならないのであります。

第七條 石炭の石炭業者又は販賣業者は商工大臣の指定したる品位に達せざる石炭又は石炭を含む炭滓（ボク、ズリ）其の他石炭を選別する場合に生ずる炭滓を謂ふ以下同（ジ）を販賣することを得ず但し第九條の許可を受けたる場合及特別の事情に依り地方長官（石炭業者自産炭又

原則として販賣は出来ないが許可を受ければよいしかし無暗に許可をしない積りであります。

どう言ふ場合に許可せらるゝかと言ひますれば、たとひボクや品位以下の炭を賣つても、それがよい石炭に化ける恐れが無い、買つた方で迷惑を被むらなと言ふ事が明らかになつた時許可されます。許可を受ける人はよく其の間の事情を説明して申請書を出さなくてはなりません。

例へば或工場で經費の關係で悪い炭を使ふとか、悪炭に適當した機械があるから三千カロリーでもそれ以下でも轉はないと言ふ買手の註文であれば許可になります。

次に三千カロリーの石炭と八千カロリーの石炭とを交ぜて六千カロリーの石炭を作れば量も増えて都合がいゝし、品位も六千ならば差支へないからよからうと言ふとそれはいいけない、それは第八條で禁止されて居ります。

第八條 石炭の生産業者又は販賣業者は其の販賣する石炭に前條の品位に達せざる石炭、石炭を含む炭滓又は土石其の他石炭に非ざる物を混入することを得ず但し特別の事情に依り地方長官（石炭業者自産炭を販賣する場合に

在りては鑛山監督局長の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

とにかく悪い炭やボク等は混ぜてはいけない事になつて居ります。自然に混じつたのは差支へないが、故意に混炭したのはいけないのであります。特別の事情によつて許可申請書を出して許可になればよいがなか／＼許可はされないと思ひます。どうも三千カロリーでは賣れないから、八千カロリーのものに混ぜて賣りたいと言ふ時には許可が要るのであります。減多に許可は下りないと思つて居らねばなりません。三千カロリーしかないならば選炭して四千カロリー以上として賣るべきであります。ボク等を混入して量を増やす事も勿論出来ません。

第九條 第七條の品位に達せざる石炭又は石炭を含む炭滓より石炭を選別し之を販賣する者は地方長官の許可を受くべし、但し石炭業者自産炭を販賣する場合は此の限りに在らず

前項の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

言ふことをする人の中に、よくない人が居るものです。石炭を選別する業者はすべて届出でて許可を受けねばなりません。

生産者が山で掘つたものを塊炭や粉炭に分けるのは勿論許可は要りません。これは當り前の事ですから自由にやつてよろしいが、生産者でないものが其のまゝ賣つていけない、石炭を選り分ける事は自由に出来ない。

生産業者が選炭する事については鑛業法に基いてそちらの方の取締りを受けて居るので今度の規則に關係はない在來通り自由に出来ます。

水洗業者は當然地方長官の許可が要りますが、どう言ふ時に許可されるかと言へばこの水洗によつて必ず四千以上の炭が得られると認められる時許可されます。

第十條 地方長官（石炭業者の帳簿、其の販賣する自産炭の品位其の他の検査に付ては鑛山監督局長）必要ありと認むるときは當該官吏をして石炭の生産業者又は販賣業者の帳簿、其の販賣する石炭の品位其の他の検査を爲さしむることを得

一 販賣する石炭の銘柄

二 販賣する石炭の最低保證品位（銘柄別に記載すべし）

イ 發熱量

ロ 灰分

三 石炭を選別する場所

四 石炭を選別する方法及設備

五 原料たる石炭又は石炭を含む炭滓の取得方法

六 一月間に取扱ふ原料たる石炭又は石炭を含む炭滓の數量及選別して得る石炭の數量

七 販賣先

第一項の許可を受けたる者前項第一號乃至第四號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し地方長官の許可を受くべし第一項の許可を受けたる者當該石炭の販賣を廢止したるときは遲滞なく之を地方長官に届出づべし

第九條は水洗業者等に對する取締りであります。

今申したように、四千以下の炭やボクは賣つてはなりません賣るなら選別しなければならぬ。元來捨てるべきものを生かすのであるから誠に結構であるが、ともすればこう

第十條は検査の規定であります、地方長官又は鑛山監督局長は必要と認める時は官吏をして検査せしめる規定であります。検査と言つても見て直ぐ分る検査もあれば場合によつては資料等持つて歸つて検査する場合もあります。

殊に分析試験を行ふ事もありませうがこれは昭和十一年十二月商工省告示百十號に掲載されて居ります日本標準規格二二三六號石炭分析試験方法によつて役所では試験をやりますから承知して下さい。

これで大体説明を終わりますが施行の前後に問題が起りますからそれについては附則のところを書いてあります。

附 則

本則は公布の日より之を施行す但し第五條乃至第十條の規定は昭和十五年五月二日より之を施行す

石炭業者又は石炭の輸入若は移入を爲したる者は昭和十五年四月三十日以前に賣渡す石炭に付ては第一條又は第二條の規定に拘らず鑛山監督局長又は地方長官に届出を爲すことを要せず

石炭の生産業者又は販賣業者は昭和十五年四月三十日以

前に買受けたる石炭を販賣する場合に於ては第三條又は第四條の規定に拘らず買受人に通知し又は地方長官の許可を受くることを要せず

石炭の生産業者又は販賣業者本則施行の際現に使用中の銘柄、其の銘柄を附する石炭の最低保證品位（發熱量及灰分）及其の石炭の仕入先の附したる銘柄を昭和十五年四月三十日以前に地方長官に届出でたるときは第四條の許可を受けたるものと看做す此の場合に於ては其の届出でたる事項は同條第二項の許可申請書に記載したる事項と看做す。

すべて四月三十日以前に荷渡しを受けた石炭については銘柄等の届出通知はしなくてもよるしい通知しても差支へはありません。第四條の銘柄以外の銘柄で賣るには許可が要るが、荷渡しは四月卅日以前であれば許可を受けなくても名前をつけてよろしい、然し五月一日以後であればたとへ契約が四月卅日以前でも本規則に従はねばなりません。罰則の事はこの規則には書いてありませんが罰則がないのではありません。これは昭和十二年に出ました輸出品等

要するにこの規則は戦時經濟に一番必要な石炭を出す量だけでなく、よい石炭を出す爲のものでそれを妨げる者を罰するのであります恐らく皆さん方の中には違反は無からうと私は信じて居るのであります。以上を以て私の説明をおはります。

（文責在記者）

五月六日福岡市教育會館ニ於テ

鐵鋼需給統制規則の解説

戦時經濟の進展に伴つて、凡ての統制が強化されることは、當然であるが、鋼材の配給統制も今回の鐵鋼需給統制規則の制定によつて、一段とその統制が強化された。従來の規則では、主として消費方面の規正に重きをおいたのであるが、今回の改正によつて鋼材の生産、販賣に關する事項をもこの定規の中に織込まれ之に依て鐵鋼の統制は、生

に關する臨時措置法にもとづいて罰せられるのであります。何も罰があるからとか無いとか、軽いから重いからとかでどうすると言ふ人もありますまいが、非常に重いと云ふ事をお知らせしておきます。

何々していけないとあるをしたり、何々すべしとあるをしなかつたりした場合、つまり表示せよとあるをしなかつたり通知せよとあるのに通知しなかつたり、最低品位に達してゐなかつたりした時は、一年以下の懲役五千圓以下の罰金に處せられます。

それから届くべしとあるに届けなかつた場合、検査を受けた場合にそれを拒んだり妨げたりした時には六ヶ月以下の禁錮三千圓以下の罰金に處せられます。又申請書に嘘を書いたりした時もやはり六ヶ月以下の禁錮三千圓以下の罰金に處せられます。使用人が罪をした時は使用人のみでなく、雇主も罰せられる事がありますから注意しなければなりません。

それから監督局から各炭坑宛この規則による注意書を差上げてありますから其の通りやつて下さい。

産、配給、消費を通じ総合的體制が一應出来上つたわけである。而してその総合的統制は、従來の鋼材聯合會を改組して、政府代行機關としての日本鐵鋼聯合會が、これに當ることになつたのである。

この他一昨年来設立した國策的販賣會社が配給統制機關として本規則によつて認められ、本事業が質的に一大轉換を遂げ自治的統制の強化に向つて力強い一步を踏み出したものと云つてよい。

日本鐵鋼聯合會の組織や機能等に就ては既に新聞等に掲載されてゐるから、こゝには、今回改正せられた鐵鋼需給統制規則の内容を逐條的にや、詳しく解説を試みやう。

第一條は、大體今迄の條文とは實質的に變りがない。従つて統制の目的となるものは従來とは全然異つて居らないと解釋しても宜いのである。唯第一條で多少問題となるのは鍛造棒鋼で、市販に供されるやうなものに問題になる點があつたのであるが、是はメーカーに對する承認書の制度で抑へ、メーカーが鍛造棒鋼を捧へる時には承認書が要る

と云ふ程度で大體統制が出来たる建前である。従て特に第一條には加へず従來の儘で行く積りである。

次に第二條、第三條に規定したことが本規定の最も主要なる眼目となつて居る所であつて、第二條には最近改組擴充された日本鐵鋼聯合會即ち鋼材聯合會の後身であるが、此の日本鐵鋼聯合會が中心になつて、一種の生産割當に關する政府の代行實務を執ると云ふ形になつて來たのである。

第二條は「鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下生産統制機關ト稱ス）ハ製造業者ニ對シ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スベシ」とあつて、是が日本鐵鋼聯合會の主たる實務となるのであるが、此處で指示された重要事項は、各メーカーに於て必ず作らねばならない。斯う云ふことである。即ち第二項即ち「前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ」に謳つてあるのである。是は最近生産力擴充の目的を以て生産擴充を進めると同時に、品種別の生産割當を強行すると云ふ主張が非常に

強く起つて來たためである。

讀者の了承する通り、最近市場に於て不足する鐵は大體其の品種が定まつて居る状態であつて、是が生産割當或は生産豫定から假りに全體の數量で一割乃至二割減じた際にそれが一品種か二品種へ其の減産率が集つて參ると其の品種は殆ど六割も減産を見たと同様な結果になるのである。是は當然見易い道理であるが、さう云ふことになると、六割乃至七割の減産を見た所の品種が、偶々市場に於て非常に要求されるものであると、折角生産割當をやつた政府の意圖は全然蹂躪されるのであつて、一割乃至二割の全體數量に於ける減産が非常に大きい影響を以て市場に響いて來る。これで困るから少なくとも割當られた品種別のものに於ては強行的に生産して貰ふと云ふ規定である。それでは定められた數量を其の儘生産しなければならぬか、斯う云ふ問題が起つて來るだらうと思ふが、之に對しては日本鐵鋼聯合會が一定のプロトワンスを認めた指示をして商工大臣の承認を求めることになるだらうと思ふ。そこで商工大臣は更に鐵鋼聯合會が申請して來た書類に對し、不可抗

力の場合と認める時には、其の指示は無効なりと云ふやうな條件を付して商工大臣は承認するだらうと思はれるのであると云ふのは、例へば不測の電力不足とかさう云ふ不足の爲に製造業者が特に被害を被むることがないやう、要するに善意の減産を來した場合には製造業者に迷惑が掛らないやうに、其の指示が無効なりと云ふ條件を付しこれによつて製造業者に對する無理を避けることにしてゐる。

○

第三條に於ては、大體製造業者は自分の製造した鐵鋼即ち第一條に謳つてゐる鐵鋼は、全部販賣會社へ賣らなければならぬのである。此處に謳つてある配給統制機關と云ふのは日本鋼材株式會社、第二鋼材株式會社、日本鋼管販賣會社、鉄鐵半製品に付ては日滿鐵鋼販賣會社、是等を商工大臣が指定する豫定である。更に之に續て、レール並に鑄鐵管の統制機關が指定されることにならう。是等は目下著々其の準備中であるが、それ迄は大體此の四つの販賣會社の扱つて居る品種だけが第三條に依つて束縛される譯であ

る即ちメーカーは四の販賣會社の扱つて居る製品は皆此の販賣會社へ賣らなければいけない譯である。

尙第三條には但書があつて、「但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とある。是は實に嚴密に言ふと、軍事關係の機密に觸れる場合（詰り是は販賣會社の手を通ずとしても、三重三重の人の手を潜ると云ふ場合にはどうしても軍事關係の機密に觸れ易いのである）には殊に海軍邊りの規格鋼材などに於て、品物の規格が分ると、日本の軍艦はどう云ふ規格のもので造られるかと云ふことが玄人筋から見ると當然推定される品物があるので、さう云ふ場合にはどうしても販賣會社の手を通すことは出来ないからさう云ふ場合を推定して此の規則を設けたのである。併しながら軍需と雖も原則としては販賣會社の手を通すと云ふ原則は變りはないのであるが、只以上述べた機密に關する場合に限り、若し萬一の事があつては、軍に對し申譯がないのであるから、「但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」として、是は製造業者の方から許可を受けることになつ

て居るのである。此の規則の形であると軍とか官とかは全然束縛されることなく業者の方が間接に束縛されると云ふ形になる。それからもう一つ、是は派生的な問題であるが従来製造業者に於ては、既契約品が相當ある筈であるが、此の既契約品を一時に而も短い期間内に販賣會社に肩替りするといふことは或は出来ないかも知れないと云ふ懸念を持つて此の規定を拵へたのである。従つて成るべくは四月十日迄に一部分でも逐次肩替りをして賣つて行くと云ふことにして戴きたいのである。是は實際問題としては不可能だらうが、斯う云ふやうな事態が起ると非常に氣の毒だから、此の點をも考慮に入れて置かうと云ふ意味も含んで特別の事情に依つては許可をしようといふ考へ方で居るのである。是は大體販賣會社の當事者と、日本鐵鋼聯合會の當事者との考を能く聞き、大體寧ろ實務の擔當者側の御意見を承つて決したいと思つて居る。

第四條は、第三條の裏であつて、是は買った者も罰せらる、斯う云ふことになるのである。

第五條は、是は又製造業者を縛つたことになるのである

が、製造業者は自分の工場で第二次製品即ち第一條に謳つて居る所の鐵鋼なり鐵鋼製品を拵へる場合、自分の工場の擴張の爲の建設資材として又自分の製造したものを使用する場合は鐵鋼使用承認書に依る數量に依らなければならぬ斯う云ふ規定である。是は大體製造業者が使用するのには現在物動計畫で其の割當が定まつて居るのであつて、其の割當以上に使用すると實は空切符が出来て來るのである。要するに割當のものだけはメーカー側が使つて、あとは市場へ出るのだ、斯う云ふ考へ方で切符を切るのであるが、切符を切つたあとで、製造業者の方で割當以上に使用するのとそれだけ不渡の切符が出来る。斯う云ふ形になるのであるから此の點は大いに慎んで貰ひたい。是は従来もやつて居つた事であるが、今度は之を規則化して嚴重にしたと云ふ程度のものである。

第六條、第五條に附随したもので、鐵鋼聯合會は之を政府から申渡された割當以外には買つてはいかぬと云ふ規定である。

第七條は鐵鋼の販賣業者の自肅自戒を望んだ規定であつて、と云ふのは従来は正規な販賣業者は切符なしに鋼材の入手が出来るといふ規定であつたが、今回は配給統制機關及鐵鋼の販賣業者（シャリング業者を含む以下販賣業者ト稱ス）ハ販賣（剪斷シテ爲ス場合ノ販賣ヲ含ム以下同ジ）ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ」と規定してあり、所謂販賣の目的を以て購入する鋼材は切符なしで買へることになつて居る。是は従来とも變りがないのであるが、さう云ふことになると、販賣業者で例へば第二次製品を拵へて居ると、或は未仕上鋼を加工業者に渡してそれをちよつと加工させて、従来は無切符で賣ることが出来たのであるが、是亦空切符を生ずる原因になることが相當に大きいのであるから、此の點は販賣業者の方では大いに慎んで貰ひたい。即ち第二次製品を作つたり、それから家用の爲の消費の場合には矢張り鐵鋼割當證明書に依つて入手したものでなければ困るのである。

第八條は、是に販賣會社を第三條に於て公認致した以上販賣會社即ち配給統制機關は配給の一元化に努力する筈で

あつて、而も鋼材の圓滑と云ふことを一元的に睨んでやる是が配給機關の使命であるから、之に關聯して必要な事項を販賣業者に、即ち自分の關係して居る自分の指定した所の特約店なり或は問屋なりに指示することが出来るのであつて、若し此の特約店なり或は問屋なりが言ふことを聞かないやうな場合に於ては、商工大臣の指示に従はなければならぬことを法規に依つて命することが出来ること云ふのである。

第九條は切符の問題である。従来は官が直接需要致する場合は切符は要らないことになつて居つたのであるが、是が但書から抜けて、官と雖も是からは全部切符が要ることにしたのである。勿論官の中には軍も含んで居るのである従て今後は軍とか官とかにも切符なしに賣ることは全然なくなるのであるから、此の點は最も注意をして戴きたいのである。

尙第九條でもう一つ改つたのは、従来は製造業者とか販賣業者とか、需要家に賣る時は必ず切符が要る規定だつたのであるが、今度は誰が賣らうと買はふと、兎に角鐵鋼を

賣る場合には切符と引換へでなければならぬと云ふことになつたのである。と云ふのは消費者が消費者へ賣る場合には從來は押へられて居なかつたのである。それでも切符で入手した鋼材を更に第三の消費者に賣る場合には、鋼材の譲渡禁止があつたから宜かつたのであるが、例へば現行の規定を適用される前に入手した鋼材とか、或は軍とか官廳とかが切符なしで、入手した鋼材が時に使ひ餘ると云ふやうな場合に返さないで、更に第三の消費者へ賣ると云ふやうな形は従前の規則では押へることが出来なかつたのであるか、今度の規則では之を押へることになつたのであつてかゝる場合には切符なしに賣買してはいけないことになつたのである。

第十條は第九條の裏であつて、今迄は一定の様式はなかつたのであるが、今度は様式が四月十日以後に於ては此の様式に依らなければならぬ。之に付ては地方の需要統制團體あたりで今迄發行して居た餘分のものもあらうし、又色々間に合ひ兼ねて居るものもあらうが、之に付ては地方の

需要統制團體あたりで今迄發行して居た餘分のものもあらうし、又色々間に合ひ兼ねて居るものもあらうが、之に付て今度切符の整理をしたのも實は、此の規則の施行の前提とも考へて居るのであつて、今後此の規則が實施された時に不正な切符が其の儘認められるやうなことになつては困ると云ふ意圖も實は含まれて居るのである。従つてさう云ふ點を重々注意して戴きたい。

次に同條第二項では、四月十日以後に發行される場合は此の様式に依らなければならぬと云ふことが、附則に依つて定められてあるのである。それで四月十日以前に出た切符は、即ち現行の鐵鋼配給統制規則に依つて出ました切符は其の儘本則に依る所の切符と看做されるのである。四月十日以後に出た切符は一定の様式を備へて居らなければならぬのであるが、それ以前に出た切符は従前の法規に依つて結構だと云ふことになるのである。さう云ふ意味合からして、従前の切符に對しては十分に其の形式を檢討して販賣して戴きたい。其の形式の檢討の一方と致して、昨年十二月迄發行の切符に付て先づ整理をすと云ふ形を採つ

たのも實はさう云ふ意圖が十分含まれて居つたのである。従つて一月以降に切られた切符に對しても同様な態度で臨まなければならぬのであるが、大體切符の發行量から云つても相當なものであるから、それは一應さう誤謬の多くないものと認める迄であつて、出来れば第二次の切符整理をやりたいと思ふが、それは實際問題から考へると相當困難なものもあらうが、兎に角、一——三月期以前に出た切符は例へば二枚を要した所の切符は元の儘で十日以後でも有效であつて、要するに十日以後に切つた切符は無効、十日以前に切つた切符は前の規則に依り、形式を備へて居れば宜い。斯う云ふことであるそれから之に關聯してちよつと注意を喚起して置きたいことは、切符に検印を押してない例へば一、三のものでは、契約をしてはならぬと云ふ風に考へる向もあるやうであるが、それは誤解であつて成るべくさう云ふもので引受けて置いて戴きたいのである。

第十一條も従前の規定を相當改正致して、非常に簡単な形にした譯である。従前は請負制度の場合、請負人が註文

者から切符を貰つた場合は、それを自分の屬する需要統制團體へ行つて、又切符も貰つて、其の二枚の切符で初めて完全なものとなつて、例へば百圓なら百圓の鐵が出る、斯う云ふことになつて居るのであるが、是は切符の様式が定まつて居ないので、それから一人の需要者が例へば二つも三つもの團體に屬して居れば三枚別に切つて貰ひ、それが四百圓になつて働いて行くと云ふ事實がないでもなかつたやうに思はれるので、此の點を修正したと、それから手数を省いて成るべく敏速に切符が廻るやうにと云ふ考から、さう云ふ場合には證印だけで足りることにした譯である。但し四月十日以前に發行されたもの、例へば軍と首から出たものは必ず二枚でなければ販賣してはいかぬと云ふことになつて居る是は前の規則の通りである。

第十二條は切符の譲渡を禁止したのである。從來は切符の譲渡が禁止してなかつたのであるが、今度は切符の譲渡が禁止されたのである。従つて切符が例へば甲の人が持つて居つた切符を乙にやり、乙がそれを丙にやり、丙がそれを使つたと云ふ場合には乙の人も罰せられるのである。請

り是は切符を譲渡したと云ふ廉で罰せられるのである。従来は斯う云ふ規定はなかつたが、元來鐵鋼割當證明書と云ふ本旨から言へば、割當を買つた以外は使つてはならないと云ふのが本旨であつて、只今迄は他に譲渡して居つてもどうにもならぬ事情に在つたので、特に今度此の規定を入れた譯である。

第十三條は以前の通りで、只前の規定は賣手だけが罰せられたのであるが、今度は買手も罰せられることになつたのである。是は切符を以て買つた鋼材を他人に譲渡した場合である。自分が割當證明書を買つて、それで鋼材を買取つたが、もう要らなくなつたのでそれを他人に譲渡すると云ふことは罷りならぬと云ふのである。是は切符の割當をやるのは必ず自分が使ふ、或は國家的に正當と認められた所へ切符をやるものであるからして、それを他人へ譲渡するものでないと云ふ精神から發して居るのである。

尙此後段は大體切符の回収のことであるが、此の切符回収の仕方が従來と違つて來たのである。従來は、鐵鋼割當證明書を引換へた場合には直ちに日本鐵鋼聯合會即ち前の

鋼材聯合會に送ることになつて居つたのであるが、今度は配給統制機關即ち販賣會社の方へ切符を送つて置くことになつたのである。是は在來販賣會社の方に於てはもう既に實行して居たことである。詰り切符と引換に鐵を賣つた場合には、それを販賣會社へ返して貰う。假に特約店にしても、切符は全部返して置き、販賣會社はそれに應じた鐵を賣るのである。是は切符の回収を確實にする爲めであつて販賣會社は之を生産統制機關たる日本鐵鋼聯合會へ提出することになるのである。

大體主要な改正點としては以上だけであるが、其の外に販賣業者の報告義務需要者の報告義務に付て規定してあるのである。詰り需要者が例へば今月は幾らく切符を發行したと云ふことを日本鐵鋼聯合會へ報告しなければならぬことになつて居る。日本鐵鋼聯合會は其の報告と、販賣會社から戻つて來た所の切符とを照合せて、大體需給關係を調査すると共に、切符制度の運用の正確を期する、斯う云ふ建前になるのである。

第十四條は相當主要な項目であつて、即ち「鐵鋼割當證明書」引換へ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ運滞ナク當該鐵鋼割當證明書ノ相當額ニ賣渡シタル鐵鋼ノ數量、賣渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名名稱及住所ヲ記入スベシ、前項ノ規定ハ鐵鋼使用承認書ニ依リ鐵鋼ヲ使用シタル製造業者ニ之ヲ準用ス」とあり、此の規定は従來はなかつた規定であつて、切符の様式の中の分割切符の場合の規定である。即ち分割的に出荷した毎に其處へ記入しておく譯である。「運滞ナク」とあるが、是は大體に於て其の度毎にと云ふ意味である。

第十五條は切符回収の規定であり、其の外は大體に於て製造業者、販賣業者需要統制機關其の他の報告に關する規定である。

第二十條は大體従前の規定にあつた帳簿であるが、是は従前の規定よりも多少簡單になつた積りで居る。

第二十一條、第二十二條は、是も大體従前の通りの規定であるが、第二十二條の後段の所に「需要統制機關ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ」と云ふ文句が入つて居る。是は従前は販賣業者だけだつたと思ふが、是

は地方長官あたりが特に需要統制機關の内容を調査して、切符の發行状態を検査する必要があるだらうと云ふやうなことを豫測致して、特に需要統制機關の検査をも含めた譯である。

それから附則として、本則は大體四月十日から施行されるのであるが、附則に書いてあるやうに、本則施行前に現行の鐵鋼配給統制規則に違反して居た事件が本則施行後に現れた場合は、矢張り元の鐵鋼配給統制規則に依つて罰すると云ふことになる。それから此の附則に於ては前述の「鐵鋼配給統制規則第二條ノ鐵鋼割當證明書ハ之ヲ本則ニ依ル鐵鋼割當證明書ト看做ス」と云ふことがある。是は従來の鐵鋼割當證明書即ち四月十日以前に發行された鐵鋼割當證明書は本則に依る所の鐵鋼割當證明書と同様に看做すこと云ふことである。それから附則の末項の「第十四條第二項ノ規定ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ニハ之ヲ適用セス」とあるのは是は舊い切符であつて、此の附則に依つて有効になる切符に付きては、分割出荷の度毎に書込む必要がないと云ふことになるのであるが、實際問題としては、成るべく裏

面なり、或は記入し易い所に記入して戴いた方が結構だらうと思ふのである。是は販賣會社に於ても研究して戴いため別に何か打合があることだらうと思ふ。

以上で大體主要なる條文の解説は終つた譯であるが、今回の規則の中で非常に大事な點は、大體今の所切符の問題是が相當變つて來て居るといふことである從來に於ては切符は正副一對になつて居つたのであるが、今度からは正だけ、要するに一枚限りになる譯であるから、此の點はひとつ十分注意して貰ひたい。それから從來は市町村、公共團體でも切符を切つて居たが、今からは公共團體では切符を切らないことになり四月十日以後に公共團體で切符を切つたものがあればそれは無効になるから、此の點も十分御諒承して戴きたい。それから官の切符即ち官の直接需要の切符であるが、是は商工省としては、先般關係官會議の議を経て、大體中央官廳に於ては發行擔當日を知らして貰ふことになつて居る。即ち陸海軍はじめ各官廳では發行擔當日を知らして貰ふ。是は個人の氏名でなしに官名である。之

を販賣會社を通じて販賣業者の方に知らせるのであるから若し官のものであつても、發行擔當日が違つて居たら、之に對して賣渡す必要がないのである。それから從來請負の場合に於ては切符を二枚要したのであるが、今度は一枚で而も請負の場合にはちやんと回答欄に請負人の氏名が書いてあつた場合は必ず證印がなければならぬ。即ち需要統制團體者ならば其の所屬する需要統制團體の證印がなければならぬと云ふことになつてゐるのである。

試掘權制度の改正

今般鑛業法が改正せられたがその中試掘權制度の改正について説明して見よう。
現在鑛業權は、試掘權と採掘權とに區別せられて居る。試掘權は單に採掘の價値ありや否やの調査を其の内容とするものであるから、試掘權は採掘權と其の取扱を異にし、其の設定を簡易にすると共に、其の負擔の軽減を圖つて居るのである。此の試掘及採掘の二本建の制度は、諸外國に

も外地にも類例のない内地獨得の制度であるが、探鑛獎勵等の見地から極めて適當な制度であると認められるのである。唯鑛業法第三十三條の二の規定に依つて「試掘權者が試掘權ノ存續期間満了後十日以内ニ同種ノ鑛物ニ付更ニ鑛業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘權區ニ係ル部分ニ付テハ他ノ出願人ニ對シ優先權ヲ有ス」ることになつて居る爲、試掘權は法律上二箇年の期間を附せられて居るにも拘らず之を殆んど無期限に延長し得ることとなり、其の結果試掘權區にして何等稼行せられずに放任せられると言ふ實例が極めて多く、現在許可せられて居る試掘權區の中其の八割乃至九割迄が睡眠鑛區であると言ふ弊害を生ずるに至つたのである。之は、全く試掘權制度本來の趣旨を没却するものと言はねばならぬ。右の如き實情に鑑み今回の改正では試掘權の期間は、之を延長して四年とすると共に第三十三條の二の規定は、之を削除して期間の延長は絶對に之を認めざることにしたのである。即ち正當なる試掘行為は充分に之を保護すると共に、其の權利の濫用より生ずる睡眠鑛區の發生を嚴に防止しようと言ふのである。

右述べた如く試掘權は要するに採掘の價値ありや否やの調査を保護する爲のものであるから、採掘の結果價値あるものは速に之を採掘權に轉せしめ以て本格的な採掘を行はしめることが必要である。従て今回此の點に付ても改正を加へ採掘の價値ありと認められた場合には、試掘權者に對して採掘の出願を命じ得ることとしたのである。

日本石炭株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ石炭配給統制法ニ依リ設立シ日本石炭株式會社ト稱ス
- 第二條 本會社ハ石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ必要ナル事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 第三條 本會社ノ資本ハ五千萬圓トシ内二千五百萬圓ハ政府ノ出資トス
- 本會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ、支店ヲ小樽市、東京市、名古屋市、大阪市、神戸市、廣島市、宇部市及福岡縣若松市ニ置ク

第五條 本會社ノ公告ハ官報及本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 株式

第六條 本會社ノ株式ハ百萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第七條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

勅令ノ定ムル法人ニシテ特ニ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ本會社ノ株主ト爲ルコトヲ得

第八條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ本會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ

日ヨリ二月以内ニ其ノ株式ヲ他ニ讓渡スルコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ヲ讓渡サザルトキハ本會社ハ二週間内ヲ下ラザル一定ノ期間ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ株式ヲ提出アリタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス

株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡サズ又ハ株式ヲ提出セザルトキハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株券ヲ發行シ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス

前四項ノ規定ニ依ル株式ノ讓渡ニ關スル株式ノ名義書換ハ第十八條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル株式ノ賣得金ハ賣却及公告ニ要シタル費用ヲ控除シテ之ヲ從前ノ株主ニ交付ス

第九條 本會社ノ株式ハ一、株券、十株券、五十株券、百株券、千株券及一萬株券ノ六種トス

第十條 第一回ノ株金拂込ハ一、株ニ付十二圓五十錢トス

第二回以後ノ株金拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ金額

及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ヲ通知ヲ發スルモノトス

第十一條 株主株金拂込期日ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ノ當日迄百圓ニ付一日二錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十二條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ時、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ質權登録ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタル時亦同ジ

株主、株主名簿ニ記載セラレタル質權者又ハ其ノ法定代理人ニシテ帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有セザル者ハ帝國内ニ住所ヲ設ケ又ハ帝國内ニ住所若ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス

第十三條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社ノ株主名簿ニ之ガ記載

ヲ受クベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 株式ノ讓渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル名義書換請求書ヲ作成シ株券及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ但シ株券ノ裏書ニ依ル株式ノ讓渡ノ場合ニ在リテハ名義書換請求書ハ取得者ノミノ記名捺印ヲ以テ足ルモノトス

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

第十五條 株券ノ種類ヲ變更セントスルトキハ株券引換請求書ニ株券ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ株券ヲ喪失シタル爲新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ作成シタル新株券交付請求書ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株券ヲ汚損又ハ毀損シタル爲新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル新株券交付請求書ニ株券ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

第十六條 質權ノ登録又ハ其ノ抹消ヲ爲サントスルトキハ
本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル質權
登録請求書又ハ質權登録抹消請求書ヲ作成シ株券及本會
社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出
スベシ但シ相續其ノ他之ニ準ズベキ事由ニ因リ質權ノ登
録ヲ爲サントスルトキハ質權登録請求書ハ取得者ノミ
ノ記名捺印ヲ以テ足ルモノトス

第十七條 株券ノ名義書換ノ手数料及質權ノ登録又ハ其ノ
抹消ノ手数料ハ株券一通ニ付十錢トシ株券ノ引換其ノ他
新株券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付五十錢トス

第十八條 本會社ハ六月一日及十二月一日ヨリ定時株主總
會終結ノ日迄株式ノ讓渡ニ因リ株券ノ名義書換並ニ質權
ノ登録及其ノ抹消ヲ停止ス

前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ讓渡ニ
因リ株券ノ名義書換並ニ質權ノ登録及其ノ抹消ヲ停止ス
ルコトアルベシ

第三章 株主總會

第十九條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月及十二月ニ、

臨時株主總會ハ必要アル毎ニ社長之ヲ招集ス

總會ノ日時、場所及會議ノ目的タル事項ハ社長之ヲ定ム
第二十條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ
副社長之ニ當リ社長副社長共ニ事故アルトキハ理事中ノ
一人之ニ當ル

第二十一條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權
ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出
スベシ

第二十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スル
コトヲ妨ゲズ

第二十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數
ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依
ル

第二十四條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議
ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザ
ルモノトス

第二十五條 總會ノ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ハ議事録ニ

載記シ議長並ニ出席シタル社長、副社長、理事及監事之
ニ記名捺印スベシ

第四章 役員

第二十六條 本會社ニ社長、副社長各一人、理事五人以上及
監事二人以上ヲ置ク社長必要アリト認ムルトキハ理事中
ヨリ専務理事一人ヲ選任スルコトヲ得

第二十七條 社長ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員
ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ本會社ノ業務ヲ分掌ス
監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十八條 社長、副社長及理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任
シ主務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第二十九條 社長若ハ副社長ニ缺員ヲ生ジタルトキ又ハ理事
中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ株主總會ニ於テ其ノ
後任者ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトス

監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ株主總會ニ於テ

其ノ後任者ヲ選任ス

補缺ニ因リ就任シタル社長、副社長、理事又ハ監事ノ任
期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事
スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

第三十一條 本會社ニ參與若干人ヲ置クコトヲ得
參與ハ本會社ノ重要ナル業務ニ關シ社長ノ諮問ニ應ズル
モノトス

參與ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ株主中ヨリ社長之ヲ委嘱ス
第三十二條 社長必要アリト認ムルトキハ本會社ニ顧問ヲ置
クコトヲ得

第五章 營業

- 第三十三條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス
- 一 石炭ノ買入及販賣
 - 二 石炭ノ輸出、輸入、移出及移入
 - 三 石炭鑛業ニ對スル資金ノ融通及投資
 - 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 其ノ他石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

本會社前項第四號又ハ第五號ニ掲グル事業ヲ營メントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受タルモノトス

第六章 計 算

第卅四條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第卅五條 本會社ノ利益金ハ當該營業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額トス

第卅六條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

- 一 法定準備金
- 二 特別積立金
- 三 役員賞與金
- 四 株主配當金又ハ後期繰越金

第卅七條 本會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式

ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルモノトス

本會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超スル利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト三トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スルモノトス

第卅八條 株主配當金ハ六月一日及十二月一日現在ノ株主名簿ニ記載セラレタル株主又ハ質權者ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ支拂ノ期日及場所ハ社長之ヲ定メ前項ノ株主又ハ質權者ニ通知スルモノトス

第卅九條 株主配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ之ヲ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

附 則

第四十條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ五萬圓ヲ限度トス
前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返納スルモノトス

設立趣意書

我國現下ノ物資需給ノ状態に鑑みるとき實に石炭の需給及其の價格の適否如何は戰時國防經濟の運行上現下の急務たる各種産業の生産擴充並に物價統制の目的達思に對し最大の支配的影響力を有するものと謂ふことを得べし。

茲に於て政府は有効適切なる根本的の石炭對策を確立し、速かに之を實施するの必要を認め石炭の販賣機構の整備を圖り配給の根本的の合理化を期する爲に石炭配給統制法を制定實施し、配給の中樞機關として官民協力に依る資本組織の日本石炭株式會社を設立することとなりたり。本會社は全國石炭の一手買入及一手販賣、石炭の輸出入及移出入、石炭産業に對する資金の融通及投資、右に附帶する事業、其の他石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲に必要なる事業

を營むを以て目的とするものにして資本金は五千萬圓とし其の内二千五百萬圓は政府の出資に係り且資本金の三倍に達する迄社債を發行し得るものなり。尙政府は本會社設立の趣旨に鑑み政府持株を後配株と爲す等努めて本會社の健全なる發展を期せり。

上述の如く本會社の創設は國策に基くものにして其の事業は國家の特別な庇護と監督との下に堅實に經營せらるゝものなるを以て本會社に對する投資は極めて安全且有意義なりと謂ふを得べし。

冀くは本會社設立の趣旨を諒とせられ株式の引受を爲し以て本會社事業の援助に力を致され國策の遂行に大に協力せられんことを。

事業目論見書

第一 事業計畫

本會社ハ石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ以テ石炭統制ノ圓滑ナル運営ト勵行トニ資スル爲左ノ事業ヲ營ムモノ

- トス
- 一、石炭ノ買入及販賣
 - 二、石炭ノ輸出、輸入、移出及移入
 - 三、石炭鑛業ニ對スル資金ノ融通及投資
 - 四、前各號ノ事業ニ附帶スル事業
 - 五、其ノ他石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

第二 資金計畫

初年度

- 一 起業資金 10,000,000圓
- (一) 建設費 2,400,000圓
本店、支店、出張所、出張所員事務所、研究所及分
析所並ニ檢炭施設關係
 - (二) 設立費用 50,000圓
 - (三) 開業準備費 50,000圓
設立登記料並ニ設立後營業開始迄ノ經費
 - (四) 炭代見合金
及融通資金 17,000,000圓
- 二 資金調達方法

- 所要資金 10,000,000圓
- (一) 拂込資本金 3,500,000圓
資本金五千萬圓四分ノ一ノ拂込
 - (二) 借入金 7,500,000圓
- 次年度以降
- 第二回以後ノ拂込株金ハ貯炭場、運輸施設、檢量及檢炭
施設新增設費等ニ充ツルモノトス

收支計算書

第一年份

- (收入之部)
- 一、 5,640,000圓
 - (一) 5,330,000圓 營業收入
 - (二) 310,000圓 貸付金利息
- (支出之部)
- 一、 5,000,000圓
 - (一) 4,010,000圓 諸經費
 - (二) 990,000圓 償却

- (三) 37,500圓 借入金利子
 - (四) 350,000圓 諸稅公課
- 差引當期利益金 600,000圓

(利益金處分)

- (一) 33,000圓 法定準備金
 - (二) 100,000圓 特別積立金
 - (三) 30,000圓 株主配當金
(年四分)
 - (四) 37,000圓 役員賞與金及後期
繰越金
- (備考)

昭和十五年度ニ於テ石炭買取補償金ノ交付ヲ受ケ石炭
ノ買入及販賣ニ依ル差損ノ填補ニ充ツルモノトス

第二年份

- (收入之部)
- 一、 6,140,000圓
 - (一) 5,670,000圓 營業收入
 - (二) 470,000圓 貸付金利息
- (支出之部)

- 一、 5,460,500圓
 - (一) 4,970,000圓 諸經費
 - (二) 300,000圓 償却
 - (三) 37,500圓 借入金利子
 - (四) 50,000圓 諸稅公課
- 差引當期利益金 669,500圓

差引當期利益金

- 前期繰越金 170,000圓
- 合 計 669,500圓
- (利益金處分)
- (一) 35,000圓 法定準備金
 - (二) 100,000圓 特別積立金
 - (三) 30,000圓 株主配當金(年四分)
 - (四) 25,500圓 役員賞與金及後期
繰越金

第三年份

- (收入之部)
- 一、 6,860,000圓
 - (一) 6,390,000圓 營業收入
 - (二) 470,000圓 貸付金利息

勞務補導員設置要項

職業紹介所に於て取扱ふ勞務動員關係産業要員中勞働の需給調整特に困難と認めらるゝものにつき職業紹介所の活動を補強する爲、職業協會に囑託員を設置することとなり、鑛山勞務要員に就ても右設置が考慮せらるゝので福岡縣では管内各鑛山代表者を集めて打合せを催はした。

勞務補導員設置要項次の如し。

勞務補動員設置要綱

一、目的
 職業紹介所ニ於テ取扱フ各種勞務動員關係産業要員中特種ノ事情ニヨリ勞務ノ需給調整特に困難ト認めラル、モノニ付職業紹介所ノ活動ヲ補強スル爲職業協會支會ニ囑託員(無給)ヲ置クモノトス

二、名稱
 本囑託員ハ其ノ取扱フ産業ヲ表示スル字句ヲ冠シテ何ヤ勞務補導員ト稱ス

(支出之部)

一、	六〇〇,〇〇〇圓
(一)	諸經費
(二)	四〇,〇〇〇圓
(三)	借入金利息
(四)	四七,〇〇〇圓
差引當期利益金	八七,〇〇〇圓
前期繰越金	五五,〇〇〇圓
合計	九六,〇〇〇圓
(利益金處分)	
(一)	五五,〇〇〇圓
(二)	法定準備金
(三)	三〇,〇〇〇圓
(四)	特別積立金
(五)	五〇〇,〇〇〇圓株主配當金(年四分)
(六)	三三,〇〇〇圓
(七)	役員賞與金及後期繰越金

備考
 第三年度ニハ第二回拂込金二一,五〇〇,〇〇〇圓ヲ徵收スルモノトス

三、職 務

(一) 勞務補導員ハ職業紹介所長ノ指揮ニ從ヒ左ノ職務ヲ行フモノトス

勞務補導員職務ヲ行フ場合ハ必ズ職務ヲ行フ地域ヲ管轄スル職業紹介所長ノ指揮ニ從フモノニシテ單獨ニ之ヲ行フトキハ勞務者募集規則ニ概觸スルコトアルベキヲ以テ苟モカ、ル行為無之様格段ノ戒心ヲ要ス

イ、關係産業事情及勞働事情ノ周知宣傳

ロ、求職開拓

ハ、就職者ノ保護補導

就職者ノ引率ヲモ行ハシムル趣旨ナルモ此ノ場合ハ特ニ單獨ニ行動スルガ如キコトナキ様留意ヲ要ス

ニ、其他職業紹介所長ニ於テ必要ト認め委囑セル事項

(二) 補導員ノ職務ヲ行フ地域ハ職業紹介所管轄區域トス

二、以上ノ職業紹介所管轄區域トスルモ妨ナシ

四、設置手續

イ、勞務補導員ハ求人ノ割當ヲ受ケタル道府縣ノ職業協會支會長ニ於テ關係職業紹介所長ト協議ノ上之ヲ委囑

スルモノトス

ロ、勞務補導員ノ設置ヲ希望スル會社、工場、事業場ハ職業協會ト協議ノ上道府縣別候補者調書ヲ具シ其ノ所在地ヲ管轄スル道府縣ノ職業協會支會ニ提出スルモノトス

候補者調書ニハ左ノ事項ヲ具備スルコト

一、氏名、年齢、本籍地、住所、所屬、會社工場事業場名、擔當希望區域(職業紹介所管轄區域ヲ單位トシテ掲記ノコト)

二、履歴書及身元証明書

三、就業案内及従業員現數中設置希望道府縣出身者數

四、同一府縣ニ二名以上補導員ノ申込ヲ爲ス場合ハ其ノ候補者ニ付設置希望順位

ハ、職業協會支會長前項ノ申込書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ内容ヲ審査シ他道府縣ニ係ルモノニ付テハ當該道府縣職業協會支會長ニ之ヲ送付スルモノトス

ニ、勞務補導員ハ會社、工場、事業場等ノ勞務擔當職員地方駐在員其他職業協會支會長ニ於テ適當ト認めルモノニ限り委囑スルモノトス

本、設置スヘキ勞務補導員ノ數ハ會社、工場、事業場ノ
 求人數、現在從業員中道府縣出身者數等ヲ考慮シ之ヲ
 定ムルモノトス

從來勞務者募集規則ニ依ル募集從事者等募集ニ經驗アルモノ
 ニシテ適當ナルモノハ之ヲ委囑スベキモ此ノ場合ニハ委囑ト
 同時ニ募集從事者ヲ辭スルコトヲ要ス

補導員數ハ從來當該工場礦山ノ保有セル募集從事者數ヲ急激
 ニ變化セザル様留意ノ上概ネ左ノ標準ニヨルコト
 一、現在從業員ヲ標準トスル場合當該工場礦山ノ現在從業員
 中道府縣出身者三十名以上五十名迄ニ付一名
 但シ現在從業員總數百名以下ノ工場礦山ニシテ特ニ必要ア
 リト認ムル場合ハ道府縣出身者三十名以下ト雖、之ヲ認ム
 ルコト

二、割當人員ヲ標準トスル場合
 前号現在從業員道府縣出身者數三十名未滿ニシテ求人割當
 アリタル場合ハ其ノ割當人員十名以上二十名ニ付一名

ハ、職業協會支會長ハ勞務補導員ノ任期ヲ定ムルモノト
 ス
 ト、會社、工場、事業場ニ於テ勞務補導員ノ任期滿了後

再委囑ヲ希望スルトキハ前各號手續ノ一部ヲ省略スル
 コトヲ得ルモノトス

補導員ノ囑託任期ハ概ネ一ケ年トス
 チ、勞務補導員ニハ別記様式ノ勞務補導員證ヲ交付スル
 モノトス

五、其他
 一、勞務補導員ハ其ノ受信ノ場所ヲ擔當區域ヲ管轄スル
 職業紹介所長ニ届出ツルモノトス
 ロ、職業協會支會長勞務補導員ヲ委囑シタルトキハ左記
 事項ヲ當該道府縣、職業紹介所、職業協會及關係職業
 協會支會ニ報告スルモノトス

一、擔當區域
 二、委囑年月日
 三、任 期
 四、住所、氏名、年齢
 五、關係會社、工場、事業場名
 ハ、職業協會支會長ハ何時ニテモ不適任ト認ムル勞務補
 導員ヲ解囑スベキモノトス

(表)

勞務補導員心得

一、補導員ハ職業紹介所長ノ指揮ニ從ヒ左ノ職務ヲ
 行フモノトス
 (一)關係産業事情及勞務事情ノ周知宣傳
 (二)求職者ノ保護補導
 (三)其他職業紹介所長ニ於テ必要ト認メ委囑セル
 事項

二、補導員前項ノ職務ヲ行フ場合ハ其ノ區域ヲ管轄
 スル職業紹介所長ノ指揮ニ從ヒ荷モ職業紹介法其
 ノ他法令ニ違反スルガ如キ行為ヲ爲サザルコト
 三、補導員職務ヲ行フ場合ハ必ず本證ヲ携行シ呈示
 フラ求メラレタル時ハ何時ニテモ之ヲ呈示スルコト
 四、本證ハ他人ニ譲渡又ハ貸與ヲ爲スコトヲ得ザル
 コト
 五、本證ハ補導員ヲ辭シ又ハ解職セラレタルトキハ
 直ニ返納スルコト

福岡縣支會第 號

支 會
之 印

何々勞務補導員證

財團 職業協會福岡縣支會
法人

(表)

現住所	本籍地	職 業	氏 名	所屬會社(工場)名	所 在 地	擔當區域	有効期間
			生年月日			職業紹介所管轄區域内	自 至 年 年 月 月 日 日
			年 月 日生				

折目

各縣別三通過提出ノコト

鑛山勞務補導員候補者調書

所在地

會社事業場名

代表者

職

氏

名

一、設置希望區府縣名

設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名
設置希望區府縣名	代表者	職	氏	名

添付書類

(一)、履 歷 書

(二)、身元證明書

(三)、就業 案 内

(四)、従業員現在數及設置希望道府縣出身者數

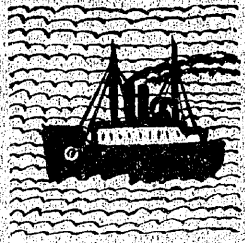
六月五日勞務補導員設置協議會出席炭坑名

第一 高松炭坑 高江炭坑

第二 高松炭坑 新 hands 炭坑

木城炭坑	新峯炭坑
吉成炭坑	天道炭坑
山田炭坑	福門炭坑
漆生炭坑	木原川崎炭坑
日吉炭坑	岩鼻炭坑
庄司炭坑	島廻炭坑
新山野炭坑	吉城炭坑
第一福富炭坑	新目尾炭坑
芳ノ谷炭坑	末吉炭坑
大黒炭坑	鞍手炭坑
笹原炭坑	

本會より川原(繁)勞務係員出席



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠 洋

ドイツの白蘭兩國侵入と共に歐洲戰亂は白熱化し蘭領印度を巡り國際政局は極めて微妙である。

ノルウェーに次ぎ白蘭兩國商船の中立性喪失は世界的船腹不足に拍車を加へてゐる。従つて各國共戰局の推移に注視し比較的不急物資の輸送を差控へてゐる故遠洋運賃は強調なれど商談の停頓で保合つてゐる。

ロ、近 海

重要物資の出廻り相次ぎ之が輸送は既約物のみに終始し夏場の危機を如何切抜けるかに苦慮してゐる。

ハ、石 炭

電力筋の石炭需要は最近の旱天續きにより旺盛となりしが輸送は活況を呈してゐる。運賃は標準率により變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京 濱	四、八〇	四、八〇
川 崎	五、三〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、五〇	三、五〇
教 賀	五、二〇	一
仁 川	一	六、〇〇

二、帆船運賃

船腹不足は深刻なれど例年の如く下向きとなり五、六月積帆船運賃は若松—大阪間三圓九十五錢となつた。

五月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

(單位壹兩ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣					
由良	四、六	三、九	和歌山	四、六	四、三
大阪府					
樽井	四、八	四、四	吉見	四、八	四、四
佐野	四、八	四、三	岸和田港内	四、八	三、九
			岸和田港外	四、五	四、九
堺	四、七	三、六	大阪	三、九	三、九
兵庫縣					
尼ヶ崎	三、九	三、九	西ノ宮	三、九	三、九
神戸	三、九	三、九	洲本	三、九	三、九
明石	三、九	三、九	江井ヶ島	三、九	三、九
二見	三、七	三、四	別府	三、七	三、四
高砂	三、六	三、二	會根	三、七	三、七
木場	三、五	三、四	飾磨	三、五	三、四
岡山縣					
牛窓	三、六	三、三	鹿忍	三、六	三、三
岡山	三、五	三、四	岡山川入	三、五	三、四
宮ノ浦	三、五	三、四	幸西	三、四	三、三
小串	三、五	三、四	彦崎	三、九	三、四
宇野	三、三	三、〇	玉崎	三、三	三、三
日比	三、三	三、〇	田ノ口	三、三	三、〇
味野	三、三	三、〇	玉島	三、三	三、〇
笠岡	三、〇	二、八			
廣島縣					
福山川入	三、六	三、九	鞆	三、三	三、九
因ノ島	三、〇	二、九	尾ノ道	三、〇	二、九
糸崎	三、〇	二、九	三原	三、〇	二、九
竹原	二、九	二、九	阿賀	二、九	二、九
吳	二、九	二、九	廣島川入	二、九	二、九

宇品					
山口縣					
岩國	二、三	二、七	今津川入	二、六	二、五
三田尻	二、六	二、五			
德島縣					
德島	四、〇	三、六	小松島	三、九	三、五
撫養	三、九	三、五			
香川縣					
小豆島	三、九	三、九	高松	三、九	三、九
林田	三、九	三、九	坂出	三、九	三、九
丸龜	三、九	三、九	多度津	三、九	三、九
觀音寺	三、九	三、九			
愛媛縣					
川ノ江	三、六	三、〇	西條	三、七	三、六
新居濱	二、八	二、七	壬生川	三、九	三、三
今治	二、九	二、七	菊間	三、〇	二、九
堀江	三、〇	二、九	高濱	二、八	二、八
三津濱	二、七	二、五	長濱	二、七	二、五

宇和島 三、九 八幡濱 三、九
但シ特殊ノ事情アルモノハ壹兩ニ付金十錢也ノ範圍ニ於テ割増ヲナスコトヲ得

備考

一、指定仕向先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増ヲ申シ受ケルコト
二、一港ニテモ二ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準ズルモノトス



いぶかしき逸話

清風生

或日、筆者、來客に向つて

「何か面白い話はありませんか」

「そうですな、ありますよ、こんどの日本石炭株式會社の……」

「おつと、今日だけは一つ、石炭の話は抜きにしようぢやありませんか」

と言つた工合で大笑ひになつた事がある。

實際、我々は寝ても起きてても石炭の事が頭を離れない、今日一日は石炭抜き生活をして見たいと思ふ事もある。

この互助會報でも、全頁石炭と云ふ字に埋められてゐると言つてよく、どの頁をあけても必ず石炭と言ふ字の幾つか載つてゐる。

もとより石炭の雑誌であつて見れば致し方もあるまいがその中の一頁位石炭から解放された部分があつてもよくは無いかと考へた次第である

右を以て隨筆欄設置の辯となす。

論語にどう言ふ事が書いてある。

「孔子の家の厩が火事で焼けた、ちやうど孔子が留守中であつたが、家人は叱られはしないかと怖れてゐた、やがて孔子は歸つて來たが「人に死傷はなかつたか」と聞いた、けであつて、馬の事は一言も言はなかつた。」と

これは後世の人が孔子を偉くしようとして、ことさらに鼓張したものである、厩の火事だから怪我をするのは馬である。人の家がやけても人はそう死傷するものではない。

人間の事を問ふて馬を問はぬのは孔子に似合ぬ非人情な事だ、終りの不問馬は附加へない方がよかつた。

以上は、本居宣長がその著「王かつま」にのせた説であるが誠に同感であると思ふ、あまりにも鼓張した爲に却つて失敗した例である。

まだある、例の孟母三遷の教へを見たまへ。

孟子の母が其の子を教育する苦心談、始めお寺の傍に住んだら孟子がお葬式の眞似をする。これではいかぬと商店の傍に移居したら今度は商賣の眞似をする。それではと言ふので學校の傍に移居したら學問の眞似(?)をするように

なつたので、そこを永住の地と決めた云々。

子供が近所の風俗に感化される事が分つたならば、何故孟母はお寺の近所から眞直ぐ學校の近所に轉居しなかつたか。

何も理屈を言つてゐるのでは無いが、事實孟母がお寺の近所から一度商店の近所に移つて更に學校の近所に移轉したとすれば、孟母はあんまり利巧な女ではない。

孟母三遷の教ならばうなづけるが――

それからもう一つ、

フランクリンが商賣をしてゐた時の話、客が來て

「この品物は幾らか？」

「一ドルです」

「それは高い」そこでまけるまけぬを練りかへし、

「では少しまける、いくらだ？」

「一ドル五十セントです」

「冗談言ふな、今お前は一ドルと言つたぢやないか」

そこでフランクリンは嚴然として曰く。

「お客さん、私は一ドルの値打があるから一ドルと言つ

た、それをまけると言つてもまけられない許りか、そう

言ふ問答するのは時間の空費である、時は金なり、故に

一ドルが一ドル五十セントに上つたのです」

お客は感心して、一ドル五十セントで其の品物を購めた、

これが事實ならば賣手も買手も變り者だ、どこの世界に

ドルが瞬間に一ドル五十セントに値上げされた品物を、喜

んで買つて行く客があらう。

こんな商法で飯が食つて行けるか大いに疑問である。

成程フランクリンは商人としては出世しなかつた――

偉人の逸話には往々胸に落ちない点がある。



法令

石炭配給統制法一部施行期日

石炭配給統制法は去る四月八日公布されたが、五月二日勅令第三百十三號によつて、施行期日を左の通り公布された。

石炭配給統制法第一條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ同法第二條乃至第五條及第十五條乃至第三十七條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

石炭配給統制法施行令

(昭和十五年五月一日公布勅令三百十四號)

第二條 商工大臣石炭配給統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ石炭ノ配給ニ關スル施設ノ賃貸又ハ讓渡ノ決定ヲ爲ストキハ其ノ決定ニ於テ賃貸料又ハ讓渡價格(以下對價ト稱ス)及其ノ支拂ノ時期ヲ定ムルコトヲ要ス

一 對價ヲ受クベキ者ガ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハザルトキ
二 石炭配給統制法第三條ノ規定ニ依ル出訴アリタルトキ
三 讓渡ヲ受クベキ施設ニ付登記シタル擔保權ノ設定アリトキ但シ擔保權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
キ
キハ賃借權ハ對價ノ全部(定期拂ノ場合ニ在リテハ第一回分ノ對價ノ全部)ノ支拂又ハ供託アリタル時發生ス石炭ノ配給ニ關スル施設ノ讓渡ノ決定アリタルトキハ所有權ハ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタル時移轉ス
第五條 商工大臣決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ賃貸又ハ讓渡ノ當事者及當該施設ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

前項第三號ノ場合ニ於テハ擔保權者ハ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
第六條 決定ニハ理由ヲ附スベシ
第七條 決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス
第八條 第三條第一項ノ期間内ニ對價ノ支拂又ハ供託ナキトキハ對價ヲ受クベキ者ハ催告ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ届書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
第九條 決定ニ基ク當該施設ノ引渡ヲ完了シタルトキハ賃貸又ハ讓渡ノ當事者ハ連署ノ上遲滞ナク其ノ旨ノ届書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
第十條 石炭配給統制法第八條第二項ノ規定ニ依リ日本石

炭株式會社ノ株主ト爲ルコトヲ得ル法人ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ半數以上ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スル外國法人トス

附 則
第一條乃至第九條ノ規定ハ石炭配給統制法第二條乃至第四條ノ規定施行ノ日ヨリ、第十條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭増産獎勵金交付規則

(昭和十五年五月四日公布商工省令第二十七號)

第一條 商工大臣ハ石炭ノ増産ヲ獎勵スル爲メ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

テハ前々年中)ニ於ケル送炭量ニ比シ一千噸以上増加シタルモノ

第二條 獎勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭山毎ニ之ヲ交付ス

一 前年中ニ於ケル送炭量一萬噸以上ノ石炭山ニシテ當該年中ニ於ケル送炭量ガ前年中(前々年中ニ於ケル送炭量ガ前年中ニ於ケル送炭量ニ比シ大ナル場合ニ在リテハ前々年中)ニ於ケル送炭量ニ比シ増加シタル數量、同條同項第二號ノ場合ニ在リテハ當該年中ニ於ケル送炭量ガ一萬噸ヲ超エタル數量ニ對シ石炭一噸ニ付四圓以内(前條第二項ノ規定ニ依ル石炭山ニ在リテハ二圓以内)トス

二 前年中ニ於ケル送炭量一萬噸以下ノ石炭山(前年中ニ送炭ナキ石炭山ヲ含ム)ニシテ當該年中ニ於ケル送炭量ガ一萬一千噸以上ノモノ
前項ノ適用ニ付テハ新坑開發助成金交付規則ニ依リ助成金交付ノ指令ヲ受ケタル場合ニ在リテハ當該新坑ハ坑毎ニ之ヲ石炭山下看做ス

第三條 獎勵金ノ額ハ前條第一項第一號ノ場合ニ在リテハ當該年中ニ於ケル送炭量ガ前年中(前々年中ニ於ケル送炭量ガ前年中ニ於ケル送炭量ニ比シ大ナル場合ニ在リテハ前々年中)ニ於ケル送炭量ニ比シ増加シタル數量、同條同項第二號ノ場合ニ在リテハ當該年中ニ於ケル送炭量ガ一萬噸ヲ超エタル數量ニ對シ石炭一噸ニ付四圓以内(前條第二項ノ規定ニ依ル石炭山ニ在リテハ二圓以内)トス

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル當該者ハ年中ニ送炭シタル石炭ニ付別記様式ニ依リ申請書ヲ翌年一月三十一日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

第四條 獎勵金ハ石炭品位取締規則第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位以上ノ品位ノ石炭ニ付之ヲ交付ス

第七條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ申請書ヲ提出シタル者ニ對シ其ノ出炭若ハ送炭ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類、出炭若ハ送炭ノ狀況ノ検査ヲ爲スコトアルベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ商工大臣ハ獎勵金ヲ交付セザルコトアルベシ

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 二以上ノ石炭山ニ於テ稼行スル鑛業權者ノ當該年中ニ於ケル送炭量ノ總額ガ當該二以上ノ石炭山ノ前年中ニ於ケル送炭量ノ總額ニ比シ減少シタルトキ
二 石炭ノ品位ガ從前ニ送炭シタル石炭山ノ石炭ノ品位ニ比シ著シク低下シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
三 不正ノ行爲アリタルトキ
第九條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ石炭山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式

石炭増産奨励金交付申請書

鑛區所在地

鑛區番號

石炭山(新坑)名

右石炭山ニ於ケル昭和 年中ノ送炭量増加致候條石炭
増産奨励金交付相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

年 月 日

住所

申請人 氏

名印

(鑛業權者二人以上ノ場合ハ連署スルコト)

商工大臣宛

備考

- 一 申請書ハ石炭山(新坑)毎ニ之ヲ提出スルコト
- 二 二以上ノ石炭山ニ於テ稼行スル鑛業權者ニ限リ別紙
- ニ鑛業權者送炭実績表ヲ添付スルコト
- 三 同一鑛山監督局長ヲ經由シテ提出スル申請書ニハ其
ノニ別紙ニ鑛業權者送炭実績表ヲ添付シ其ノ他ノモ

ノニハ其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ルコト
別紙 一

石炭山送炭実績

銘柄	當該年中ノ送炭量(噸)	前年(前々年)中ノ送炭量(噸)	送炭増加量(噸)	備考
計				

備考 前年(前々年)中ノ送炭量ノ欄ニハ兩年中ノ送炭量ノ
中大ナルモノトシ其ノ年ヲ備考欄ニ記載スルコト

別紙 二

石炭山(新坑)名	當該年中ノ送炭量(噸)	前年(前々年)中ノ送炭量(噸)	送炭増加量(噸)	備考
計				

備考 前年(前々年)中ノ送炭量ノ欄ニハ兩年中ノ送炭量ノ中
大ナルモノヲ記載スルモノトシ其ノ年ヲ備考欄ニ記載ス
ルコト

石炭山新坑開發 助成金交付規則

(昭和十五年五月四日公布商工省令第二十八號)

- 第一條 商工大臣ハ石炭山ニ於ケル新坑ノ開發ヲ目的トシ
テ坑道ヲ掘鑿セントスル鑛業權者ニ對シ本則ニ依リ毎年
度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
- 第二條 助成金ハ新坑ノ開發作業ニ著手シタル年ヨリ五年
以內ニ當該新坑ヨリノ出炭量ヲ年十萬噸以上ト爲サント
スル新坑開發作業計畫ヲ有スル者ニ之ヲ交付ス
- 第三條 助成金ノ額ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ヲ限度
トス
 - 一 水平坑道(三十度未満ノ傾斜ヲ有スル斜坑ヲ含ム以
下同シ)ニ在リテハ延長一メートルニ付百圓
 - 二 堅坑(三十度以上ノ傾斜ヲ有スル斜坑ヲ含ム以下同
シ)ニ在リテハ延長一メートルニ付二百圓
- 第四條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依

ル申請書ニ様式第二號ニ依ル新坑開發作業計畫書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ新坑開發作業計畫書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 助成金ハ當該年度ニ於ケル坑道ノ掘鑿作業ガ豫定ノ延長ニ達シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 助成金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ作業日誌ヲ備ヘ掘鑿ノ狀況及地質炭層ノ状態ヲ記載スベシ

第九條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ作業日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ掘鑿ノ狀況及地質炭層ノ狀況ニ關シ様式第三號ニ依ル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 重大ナル事故ニ因リ新坑ノ開發作業ニ支障ヲ來シタルトキハ助成金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ概要ヲ遲滞ナク商工大臣ニ報告スベシ

第十一條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者新坑ノ開發作業ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十二條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ坑ノ開發作業ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十三條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ新坑ノ開發作業ノ中止又ハ新坑ノ開發作業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 當該年度ニ於ケル坑道ノ掘鑿作業ガ豫定ノ延長ニ達シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出スベシ

第十五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者助成金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ様式第四號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十六條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ新坑ノ開發作業若ハ會計ニ關シ報告ヲナサシメ又ハ帳簿書類若ハ新坑ノ開發作業ノ狀況

様式第一號

石炭山新坑開發助成金交付申請書

鑛區所在地
鑛區番號
登錄年月日(試料鑛區ニ限り記載スルコト)
石炭山名
新坑名

右鑛區ニ於テ石炭山新坑開發作業致度候條新坑開發助成金 圓交付相成度別紙新坑開發作業計畫書相添此段及申請候也

年 月 日
住所

申請人 氏 名 印
(鑛業權者二人以上ノ場合ハ連署スル事)

商工大臣宛

備考 申請書ハ新坑毎ニ之ヲ提出スルコト

ノ検査ヲ爲スコトアルベシ

第十七條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ助成金交付ノ指令ヲ取消シ、助成金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則又ハ本則ニ基キテ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

二 助成金交付ノ條件ニ違反シタル時

三 新坑ノ開發作業計畫ヲ變更シタルトキ

四 新坑ノ開發作業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

五 新坑ノ開發作業ノ中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

六 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

第十八條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ石炭山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第三號

何新坑開發作業計畫書

ルコト

- 一 當該石炭山ニ於ケル地質炭層ノ状態及從來ノ稼行狀況
- 二 新坑開發作業計畫
- (一) 地質炭層ノ状態
 - (炭層ノ状態ニ付テハ走向、傾斜、厚サ、延長及深サノ概要、露頭及斷層ノ狀況ニ工業分析ノ結果ヲ記載ス)
 - (新坑開發計畫ノ年度別豫定出炭量及既ニ開發作業ニ著セルモノハ其ノ著手年月日ヲ附記スルコト)
- (二) 採炭計畫ノ概要

(二) 掘鑿スベキ坑道

計	堅坑	水坑	道平	坑道ノ目的	坑道ノ大サ	傾斜(度)	掘鑿方法	掘鑿時期	開始ノ年	完成ノ年	備考

備考

- 一、坑道ノ種類欄ニハ水平坑道及堅坑ノ別ヲ記載スル事
- 二、掘鑿方法欄ニハ手掘、電鑿掘及空鑿掘ノ別ヲ記載スルコト

三 新坑開發計畫ヲ示シタル圖面

- (一) 鑛區所在地ヲ明示シタル陸地測量部五万分ノ一地形圖
- (二) 鑛區圖寫
 - (稼行シタル坑口ノ位置及重要坑道竝ニ露頭及重要斷層ヲ示シ新坑坑口ハ附近ノ標杭ニ結測シ其ノ方位及距離ヲ記入スルコト)
- (三) 圖面
 - イ 平面圖及截面圖トシ縮尺ハ五百分ノ一乃至三千分ノ一トスルコト
 - ロ 炭層及露頭ト坑道トノ關係ヲ示スコト
 - ハ 坑道掘鑿計畫ヲ年度別ニ示スコト
 - ニ 坑道掘進ノ方位及坑道ノ延長ヲ記入スルコト
 - ホ 助成金交付申請書提出ノ際既ニ掘鑿セル部分ヲ明示シ且ツ坑口トノ距離ヲ記入スルコト

- レ 稼行シタル主要坑道及其ノ附近ノ採掘跡ヲ示ス事
- (四) 炭層柱狀圖

- 石炭山新坑開發作業狀況報告書(昭和 年 月分)
- 指令番號
- 鑛區所在地
- 鑛區番號
- 石炭山名
- 新坑名

計	堅坑	水坑	道平	坑道ノ種類	坑道ノ長さ(米)	掘進ノ累計(米)	掘進ノ状況	地質炭層ノ状態	出炭量(吨)

年 月 日

住所

氏

名印

申請人 氏

名印

商工大臣宛

商工大臣宛

備考

備考

一 報告書ハ新坑毎ニ之ヲ提出スルコト
 二 出炭量ノ欄ニハ各坑道ノ總額ヲ記入スルコト
 様式第四號

石炭山新坑開發助成金交付申請書

指令番號

鑛區所在地

鑛區番號

石炭山名

新坑名

右鑛區ノ昭和 年度ニ於ケル坑道ノ掘鑿作業完了致候條

新坑開發助成金 圓交付相成度掘鑿ノ狀況及地質條

層ノ狀態ヲ示シタル圖面相添此段及申請候也

年 / 月 / 日

住所

(鑛業權者二人以上ノ場合ハ連署スルコト)

一、掘鑿ノ狀況及地質炭層ノ狀態ヲ示シタル圖面ニハ助成金ノ交付ヲ受クベキ坑道ノ掘鑿部分ヲ明示スルコト
 二、右圖面ハ平面圖及截面圖トシ縮尺ハ五百分ノ一乃至三千分ノ一トスルコト

技能者養成の爲め鑛夫勞役 扶助規則第十一條の二の特 例に關する件

(昭和十五年四月十五日公布厚生省令第十二號)

鑛業權者は工場事業場技能者養成令に基く技能者養成のため必要ある時は鑛夫勞役扶助規則第十一條の二の規定に拘らず十五才以上十六才未満の者をして一週二回以内通じて八時間を限り坑内に於て就業せしむることを得

附 則

本令は昭和十五年六月一日より之を施行す

(參 照)

大正五年八月三日農商務省令第二十一號鑛夫勞役扶助抄録

第十一條の二 鑛業權者は十六才未満の者及女子をして坑内に於て就業せしむることを得ず鑛業權者は主として薄層を掘採する石炭坑に就業する鑛夫付鑛山監督局長の許可を受け前項の規定に依らざることを得

九州水力電氣株式會社

内地炭に重点を置く

石炭増産三ヶ年計画

商工省では現下石炭需給逼迫を緩和し戦時戦後における生産力擴充に支障なくならしむべく根本的、積極的對策を樹立することとなり、目下十六年度を初年度とし十八年度を以つて終了する増産三ヶ年計画樹立に著々基礎資材の調整を急いでゐる、即ち現下の石炭増産對策たる八千三百六十萬圓の増産奨励金、助成金、補助金制度は十五年度以降に於ける臨時應急措置として取上げられたもので従つて年に一千萬圓に達する需要増に應ずる増産對策としては餘りにも應急且つ不徹底極まるもので、今回増産三ヶ年計畫を樹て之が完遂に全力を傾注することとなつてゐるが、三ヶ年計畫の目標とする増産數量は相當巨額に上つて居り、しかも日滿支一體とする需給計畫の中の右内地炭三ヶ年計畫の地位は滿支炭への急速

なる依存を許さない關係から内地炭に重點が置かれてゐるが右積極的三ヶ年計畫の完遂を圖る爲めには勞力、資材供給確保、適正炭價の算出、企業の合理化、運輸圓滑化の五根幹問題の解決が必須なる條件として取上げられ目下考慮されつゝあるが之等の對策は大體左の如きものである

一、勞力對策

1. 戦時下炭礦勞働者不足對策として目下半島勞働者移入、農閑期勞力就坑等の措置が講ぜられてゐるが、半島勞働者移入にも自から限度があり、しかも農閑期季節的勞働者の効果は極めて微々たるものがあるため、結局勞力源の豊富な山東苦力を用安上適切なる考慮をめぐらし適當な地に相當大量輸入し勞力源泉を豊富ならしむる

2. 礦夫能率が最近著しく低下してゐるに

鑑みこれが能率向上を圖ることは勞力源の確保と同様緊要なるものとして今後種々の工作を進める

二、炭礦用資材の供給

十五年度六百萬圓増産に必要な諸物資は物動計畫に於いて第一次的に確保することは依然として同様であるが、限られた資材によつて増産目的を達成するにはこれが有効適切なる方面に流入する様特に考慮し勞力の配給を併せ棚晒しをなつてゐる重點主義、増産對策の徹底を期すること

三、適正炭價の算出

十五年度の應急的對策として補助金、助成金、補償金制度によつて炭礦の赤字を補填する如き措置を講じてゐるが、炭礦經營を何時迄も斯かる變態に置くことは炭礦開發資本の膨大その他炭礦の特殊性により積極的増産が阻止されるから速くとも十六年度以降においては適切炭價を算出し増産慾を刺戟すること共に併せて法的根據に基づく増産命令を發動し増産を

行はしめる、

四、企業の合理化

重點主義増産對策の徹底と適正炭價算出に際し低物價政策線に沿ふためには生産費高の中小炭礦の整理合同並に炭礦の合理的經營を促進せねばならぬ、よつて企業合同促進に積極的に乗り出し場合によつて法的根據に基づく合同廢止命令をも發動しこれが徹底を期し經營の合理化については現在の勞力重點出炭傾向を是正し坑内外共に機械化を促進し採炭能率の向上を圖る

五、運輸の圓滑化

右諸對策の實施と共に特に重點を置いて實施しなければならぬ問題は運輸の圓滑化である、十五年度六百萬圓増産に對應する運輸對策ですら極めて不徹底の感があり、又その必要を認めながら資材路線積込荷場設備の關係から充分なことが行はれて居らぬ實情であるから、今後各關係者と打合せ根本對策を具體化する、特に貨車、船腹の増大を圖ることは不可缺

であるからこれ等に伴ふ資材は炭礦用資材と同様確保すること共に積込荷場能力の擴大と港灣の修築を徹底的に行ふこと等であるが、積極的増産計畫と共に消極的對策としては消費の合理的規正、適正利用、燃焼の合理化等の措置を併せ實施することになつてゐる

日産化學が

勞務者大集會場

遠賀郡水巻町日産遠賀礦業所では今回工費二十萬圓を投じて勞務者の慰安集會場に當てる第二興道會館を同所高松二坑古賀區廣場に建設することになつた、建築様式は時局柄、不燃燒案を採用つまり燃えない建物とする譯で建坪延五百五十坪の二階建てであるが三千人収容の講堂をはじめ日本間の大廣間一、小間六、娛樂室及び大食堂を併設するもので講堂は映畫、演劇その他各種の催しに供し得るやう照明、防音などあらゆる點に特別の施設を施す計畫であり、また日本間は晴れの結婚式場にも使用し得るやう整備を期すことになつて居り同會館の

竣工は二坑側勞務者とその家族等の待望の的となつてゐる

互助會の獻本

吉田氏著「頭山翁傳」

前代議士吉田頼明氏著「巨人頭山翁翁傳」は今回互助會が一千部を本社經由、第十二師團司令部に獻納、師團より當地其他に配付する事になつたが右につき吉田氏は語る

方々の御厚意にて頭山翁の烈々たる尊王愛國精神を弘布すべく著書の買上寄附を忝ふしたことは洵に感謝に堪へませぬ、先日も師團の永野高級副官から「第一線將兵の心の糧として志氣作興上頗る有意義と信ずる」との御挨拶に接し却て慚愧千萬に存じます

炭質低下防止對策

早急に確立要望さる

炭質低下の現象は、なにも今にしてはじまつたことではなく昨年來既に各種産業に

深刻なる苦悶を與へてゐるのであるが、最近の傾向は益々進化しこのぶんでゆけば或は生産擴充にも重大なる支障を來たすことが憂慮されるのみならず、直接石炭の方から云つても六百萬噸の増産が結局六百萬噸の需要を満足させること不可能であるから、十五年度石炭需給の調整に重大な難題を來たすことがおそれられるに至つた、最近鐵鋼業に於けるこれが實績をみるに、大體鋼塊一噸當り生産に要する石炭は撫順炭のみで二八〇噸、撫順炭三割内地炭七割の混合で三五〇噸を要し、本邦鐵製工場ではほとんど内地撫順七割三の割合で使用してゐたものである、ところが最近に於ける著るべき炭質低下は従來の三五〇噸では操業に支障を來たし、さうしても四五〇噸乃至五〇〇噸の増産を要求してゐる現狀である。

過般當局では、こゝに鑑みるに、あつてか石炭品位取締規則を制定最低保障品位を確保するの策にでたのであるが、なる程燃えん炭の出廻り防止には効能があらうが、かうした鐵鋼業の如き或る程度のカロリーは操業機能そのものが絶對的に

要求してゐる石炭に於いては餘りにも効果がないのである、又この度實施せらるる増産獎勵金交付規則に於ても石炭品位取締規則による最低保障品位以上には大體一定の率を以て交付せらるる事になつてゐるので、これもかへつて照質炭の獎勵になりはしないかといふ懸念は政府の屢々の言明にも拘らず容易に解消はしないのである、さういふのは十分の選炭をして最高カロリーの炭を仕立て、出したものも、或は選炭せず出したものでも、最低保障品位以上であれば一率にこれが受付けを受けるといふことになれば、なにも金をかけて十分な選炭場を設備する必要はないと思ふのが偏はらざる業者の心理であらう、そしてそのことは今や如實に現はれて來て鐵鋼業のみならず電力に於ても然り、その他産業全般を十分困まらしてゐるのである。

今からでもおそくはない、又官廳機構の整備に出すものでも宜しい、さにかかると選炭管理の急速確立は今や焦眉の急務として叫ばれてゐる、然らずして只漫然、増産尙増産と落突猛進振りのみを發揮して日を空し

うしてゐるならば、質的減産の効果はつきり現はれ、それはやがて極めて危険な火の玉となり十五年度需給を全く收拾すべからざる混亂に導くであらう。

坑底の最前線

炭山戦士を激勵

杉山大將 勝田炭坑を視察

「黒ダイヤの戦士よ御苦勞さん」と前北支軍司令官現軍事參議官杉山元大將がキャップブランに地下足袋姿で一千二百尺の堅坑内に鶴嘴を揮ふ戦士を激勵した、七日福岡に泊した軍事參議官杉山大將は八日午前八時宿舎松島屋旅館出發、福岡陸軍病院を慰問、如山福岡市長の案内で博多港を視察の後午前十時廿五分福岡縣糟屋郡宇美町三菱勝田鐵業所を訪問、是松同所長の説明で同鐵業所の概況を聽き坑夫住宅を視察「なかなか住みよく出來てゐる、東京遊りのものが想像もおよばぬくらゐだ」と意外にさつぱりとした坑夫住宅に頗りに感心、獨身者合宿所前庭に坑夫や家族を集めて

石炭は軍需、民需、外國貿易などあらゆ

る點から考へて現在絶對に必要缺くべからざるもの、諸君は單に石炭を掘つてゐるといふ考へでなく眞に聖戰遂行の第一線の闘士であるといふことを考へられてしつかりやつて貰ひたい。

と激勵、最松所長の案内で東洋一の目下工事中の同鐵業所堅坑をマスキットに乗つて一氣に千二百尺を降下、坑道ですれ違ふ坑夫達に「一々御苦勞さん」とやさしく撃手の禮でいたはりながらベルト・コンヴェヤーが唸る炭坑の最前線さといふべき高さ僅か十二尺くらの切羽（作業現場）までいさゝかの疲れも見せずつぶさに視察、はじめて見る炭層や坑夫の作業狀態に「なるほど、なるほど」と感嘆のつぶやきを洩らし再びマスキットに乗り午後零時五十五分坑外に出た。

時局下に飛出した公害地

採掘許可合戦

直方市山部から中山村方面に跨る五十間巾一里半餘の三菱礦區は多量の優良炭を埋藏するにも拘らず會て公害地に指定されて

居た爲めあたら今日まで多量の優良炭が死藏され直方地方礦業家の垂涎のとなつて居たが昨今に至り同地區は公害地として必要が認められなくなつたので早くも直方市新山部炭坑主野口善市氏が同公害地一部の廢止方と採掘許可方を當局に提出したが今回更に同氏を始め市内本山部坑主松尾三藏氏他酒井、梶原、白藤各業主も同地區の廢止方と採掘願ひを福礦局直方支所に提出したが更に今日朝一同は相携へて福礦局に出頭、右公害地廢止と採掘許可方を陳情する事となつた。

尙同地區は既に三菱の先願ある爲め福礦局として他に許可出來ぬといふ意向を有して居るので果して前記五炭坑主に對して許可されるかどうかは疑問とされて居るが同坑主等は先願の關係から直接我々に許可されぬなら一應、三菱に許可の後、更に我々が譲渡をうけても之れ等死藏礦區は活かすべきだと言つて居り

此處に問題の同公害地も時代の一大寵兒となつて時局下に飛び出し巷間に大きな話題を投げかけるに至つた。

若松、戸畑、八幡の炭商

卸商組合を結成

日本石炭株式會社の十月一日業務開始の前に若松市内のアウトサイダー石炭商二百余名は統制機關を設置して營業の合理化經營の刷新を計り商權を擁護するため戸畑八幡兩市同業者數十名をも加へて若松地區石炭卸商業組合を結成すべく準備を進め二日夜發起人會を開催、組合設立につき具體的協議を遂げ設立實行委員に

吉田俊幸、牧野藤三郎、兒島卯太郎、武田富藏は有力者

を選び近く組合定款、事業計畫、出資金、役員を決定し急速に創立總會を開くこととなつたが

アウトサイダー三市業者のこの大同團結による統制機關設置は若松合同石炭株式會社とならんで強力な團體となり炭業界を二分する勢力として創立に多大の注目と期待がかけられてゐる。

日發本年度 上半期割當

二百三十萬噸に決定

日本發送電昭和十五年上半期に於ける石炭割當の商工省申請は三百三十萬噸であつたが現下石炭不足の折柄遂に百萬噸を削減され二百三十萬噸の割當が決定された炭坑、會社の割當は

△昭和系

一〇〇二二八〇噸

月一割

一六六八八〇噸

△互助會系

三五一五三〇噸

月一割

五五二五五噸

△合同石炭系

一一四五〇〇噸

月一割

一九八三噸

の外アウトサイダーの契約を含めて二百三十萬噸であるが今次の割當の特色とする所は

前年度の昭和四互助、合石各六が日發側の昭和系限度割當方針が採用され今年度は昭和六互助合石各四の比率と逆になつ

たもので

前年度若松港渡し日OB月二十二萬噸が昭和系の揚地渡し契約により各社併せて月十二萬噸で未曾有の船腹拂底もこれにより解消する事になつたので日發若松事務所では輸送に支障なきものとして愁眉を開いてゐる

鑛山技能者養成

千人未滿の山は免除の方針

工場事業技能者養成令は既報の如く適用事業の擴張により今十五年度から一般金屬山、石炭山も此の限界に入るこゝとなつたが之が實施内容に就ては一、二のこゝ以外今日までなほ明確にされてゐなかつたこと、此のほゞそれに関して主務省から福岡鑛山監督局へ詳細通牒があつた、それによればこれら鑛山關係に於ては

二百人以上一千人未滿の労働者使用鑛山では特別の養成施設等を有するもの以外は、原則として養成令第二條但書の規定を特に活用せしめ養成義務を免除する方針であり、また養成工の年齢は十四歳以

上十七歳までである鑛山の特殊事情に照らして十八歳未滿まではなるべく養成を許可することとし、養成期間に於ては十六年以上の者につき養成開始の際に、規則第十條第一項第二號の規定で許可を受けて期間を二年迄短縮し得ることとなり、一方養成時間も第十一條の特例を定めるが、之は養成期間の如何を問はず學科時數五百五十時間以上、實習時間三千五百時間以上の場合に於て定めることとなつてゐる

なほ養成開始については各山に養成計畫書を提出せしめることとなるが、要項左の如し

一、養成職種

中堅従業員（係員助手級）たるべきものを資格年齢につき國民登録令要申告者の一・五%の割合で養成し、別に職種別に分たれど、但し電氣機械係専門の中堅従業員養成の際には、これらの職種を併せ加へてよい

二、養成工餘衡方法

なるべく新規雇入者から餘衡し、これだけで充足不可能の場合は、従業員中から

中堅工たる資質を有するものを選び
三、養成指導員の員數及資格

① 學科指導員は百人當り一人の割で置き中等卒業程度以上の學識者又はその山に於ける相當の經驗者なること、又學科目授業時間及養成員數に應じて徳性涵養、普通學科及鑛業學科につき相當員數の兼任指導員を置くこと

② 實習指導員は養成工廿人につき一人の割で置き、兼任を妨げないが、可及的に係員助手又は鑛夫頭を之に充てること
四、學科種目及種目別授業時數

① 普通學科（國語、國史、數學及理科）必要に應じて地理及英語、國語及國史は毎年これを課し、理科は物理化學とし、他は適宜配分する

② 鑛業學科（測量製圖、地質鑛床、鑛業要項及専門作業法）その他必要に應じて加へる、鑛業要項では機械工學、電氣工學、安全教育等を採用し鑛業學科各科目中には山の狀況及養成職種に依り適宜分合する

半島勞務者移入

出炭狀況好轉

資材配給は尙不充分

政府は石炭増産を重要政策の一つとして取上げ本年度に於て内地六百萬噸の増産を期して諸般の施設を講じて居り、従つて出炭狀況の如何は一般の注目の的となつてゐるが、こゝ兩三ヶ月、即ち石炭飢饉が喧しくなり政府に於てもこれが解決に本腰をなつて以來の狀況はや、好調を示してゐる
即ち三月で終つた昨年度の出炭高については未だ正確な統計は出來てゐないが、一般に一昨年度に比し減産を示すものと豫想されてゐた石炭鑛業聯合會系諸會社の出炭高も結局或程度の増産を見るに至つた

これは減産説が藏内鑛業の石炭鑛業聯合會脱退の如き事實を考慮に入れなかつたこと、のほかに年度末に近づくに従つて出炭狀況が好調を示して來たことによるもので、この最近の好轉は主として勞務關係の改善、即ち移入半島人勞務者が好成績を擧げてゐること、右の半島人勞務者の好成績が内

地人勞務者を刺戟したことにあり、而して資材の配給はや、改善を示したものの、議會における政府當局者の言明は甚だしく相違して居り、この點に關して植村企畫院次長は過般の日滿支石炭聯盟總會席上に於て

石炭に對する資材の配給は優先的に取扱ふが、資材そのもの、全體の量が少ないのであるから業者に於ては少い資材で増産計畫を樹立されたい。

と述べてをり今後に於ても業者の希望通りの配給は困難となつてゐるが、出炭狀況が右の如く好轉したことは云へ現在の程度を以てしては政府の所期する六百萬噸の増加は不可能であるとして、業者は資材配給に關し政府は今一層の努力を要望してゐる。

千秋萬歲坑

大增産の第一歩

田川郡添田町古河大峰鑛業所が大任村千秋萬歲に開坑した千秋萬歲坑開坑式は八日午前十時半から開鑛現場で高千穂英彦山神社宮司によつて行はれた

廠が、神事の後末次所長の敏入式あり、來賓福礦局長ほか敷氏の祝詞後祝宴を催したが、本坑開坑により同礦業所は現在年産三十萬トンを九十萬トんに、さらに第二期工事の完成を見て一躍百二十萬トンの増産を豫定しての大計畫の第一歩を踏み出したわけである。

筑豊炭坑

半島人勞力増配

福岡礦山監督局の膽煎りて筑豊炭田の惱み勞力不足が近く一掃される事となつた。筑豊各炭田は増産報國に躍起となつてゐるが、資材及び勞力の不足のため増産計畫に支障を來してゐる状態だつたところ、福礦局では此の儘放任して置いては大變だ。此の程支所長會議を開いた結果、半島人を移入する事と決定、その中直方支所管内直方、鞍手、遠賀地方には約〇〇の割當が決定したので福礦局直方支所では直に各炭坑の申告に基づき勞務者を配給する事となつたが此の結果勞力不足の聲は筑豊から一掃されるものと觀られるに至つた。

杵島第二坑

開坑に決定

佐賀縣杵島郡北方村の杵島第二坑は十三年振りで燃料國策に準じて開坑と決定梅雨明けを待つて着工の豫定、尙同村西杵炭礦の北方驛迄の送炭ケーブルも近く竣工の豫定。

沖ノ山炭礦

計畫變更

沖ノ山炭坑では現在の本山岬東部より宇部港の外港を形成する埋立地百五十萬坪の埋立工事を急いでゐるが同地帯の海底に石炭敷層を埋藏すると云はれ海底粘土層の爲現在の潜水状態の儘では落盤の危険十分で到底海底開發不可能なので今日迄放任されてゐるが、最近の全国的石炭逼迫や政府の増産命令に拍車つけられると共に宇部油化の十七年度竣工等による宇部炭の自給自足は人石製造成否の鍵であるから最初の五年計畫を變更十七年度迄に埋立を完成しその上で海底開發をなすことになつた開發の

曉は現在の二百萬噸、年産は四割以上の大増産を豫見されてゐるが、同炭層には四千カロリから五千カロリの長質工業用炭の埋藏も大きいと見込まれてゐるだけに注目されてゐる。

若松十四年度

石炭集散狀況

若松港十四年度石炭集散狀況は若松炭商組合調査により着炭千八百六十一萬八千八百十四噸(十三年度千七百五十六萬六千六百十三噸)積立炭千二百四十八萬五千六百五十四噸(前年千七百七十萬三千三百八十噸)と何れも前年比約百萬噸増と成つてゐる、之を細別するに次の通り。

昭和十一年度	一五、四三九、一四五
十二年度	一六、三四七、〇六一
十三年度	一七、五六六、〇六三
十四年度	一八、六一八、八一四
△積出炭	
昭和十一年度	一〇、五五二、九五九
十二年度	一〇、八七四、六三六

日本石炭會社

株式割當決定

石炭の一元配給統制に當る日本石炭會社(官民折半資本金五千萬圓)の定款事業計畫等は去る二十三日開催された第二次設立準備委員會總會に於いて決定してゐるが各統制團體別同社民間側株式割當はこの程左の如く決定し特に年間五萬噸以上出炭會社に對しては政府から出炭高に應ずる株式割當を指定したものである、尙これが第一回拂込みは五月四日徴收し創立總會は六月一日開催、操業開始は十月一日からと決定した。

株式割當	
昭和石炭	三十一萬株
互助會	五萬一千五百株
西部石炭礦業聯合會	二萬八百株
宇部石炭礦業聯合會	八千六百株
北海道同交會	一萬五千五百株
樺太炭移入組合	一萬八百株
朝鮮石炭聯合會	六千九百株
臺灣炭輸入組合	一千株
日鐵その他	一萬九千六百株

▽積出炭種別

十三年度	一一、七〇三、三八〇
十四年度	一二、四八五、六五〇
塊炭	一、二〇二、二五九
中塊	一、六七三、八五八
切込炭	一、一四九、八九八
粉炭	八、一四六、〇七一
無煙炭	三三三、三九一
燧石	九四、三四〇
コークス	二七三、五二七
合計	二一、四八五、六五〇
▽積出船種別	
帆船	一、五一四、五六五
被曳船	一、八五三、八四四
機帆船	四、三五九、一九〇
汽船	四、一八八、四三七
外國	七七、〇三六
燃料内國	四六九、〇〇一
外國	二二、二三四

常磐炭礦聯合會

常磐炭礦聯合會では二十七日正午東京會館において定時總會を開催恒例による附議

樺太石炭聯合會

會長は足立盛夫氏

樺太における昭和石炭系の以外の炭礦業者たる石原産業、日曹礦業、豐畑炭坑其他の炭礦會社および其の特約販賣店が増産、配給の統制および災害救済機關として樺太石炭聯合會を組織することとなり準備中であつたが四月二十四日之内會館において創立總會を開催した、なほ同會の會長は足立盛夫氏(山下礦業代表取締役)副會長は青木正夫氏(保炭礦専務)および中島基照(日曹常務)二氏は決定、事務所は京橋第一相互館に置くこととなつた。

常盤炭礦聯合會 一萬三千株
輸入業者(日滿商事、開ラン炭販賣會社、興中公司) 三萬三千六百株

新中里炭礦

重役陣變る

新中里炭礦株式會社(社長吉原梅吉氏)は今回中山悦治氏の傘下に入り常務取締役役に永弘月見、山中正記の兩氏が就任した

日滿支炭聯第一回總會

石炭綜合需給への第一歩

日滿支石炭聯盟第一回評議員會並に第一回通常總會は二十六日午前十一時より丸の内東京會館に於いて開催先づ小林常務理事の十四年度業務報告について會議事項を附議決定したる後植村企畫院次長の口演あり終了後一同懇親午餐會を行ひ平生會長並に東燃料局長官の挨拶あつて午後三時盛會裡に散會した本總會は同聯盟結成後の第一回總會であり、その意味に於て各方面の期待は頗る大なるものがあつたが別項の如き陸

海軍、商工、企畫院など石炭國策關係要路の士を殆んど網羅し日滿支石炭デロツクを強調する平生會長の意氣も實に軒昂たるものがあつた、かくて日滿支を打つて一丸とする石炭綜合需給計畫の樹立を目指す聯盟は、こゝに新なる第一歩を踏み出したわけであるが、石炭問題の錯雜難澁を極めてある今日特にその使命は且つ大であり今後の具體的活動に多大の期待と關心がもたれてゐる、當日の出席左の如し

拓務省殖産局長代理、津田燃料總務課長、勝村同企畫課長、島中同資源課長、多田同監督課長、上田陸軍整備局員、渡邊海軍省軍需局第二課長、梶谷同機關中佐、土方企畫院調査官、同田日技師

日本石炭株式會社

六月一日創立總會

前議會で成立した石炭配給統制法に基く日本石炭株式會社の設立については目下設立準備委員會において諸般手續を進めてゐるが同會社の創立總會は六月一日開かれることになり同會社の社長には藤原商相の懇望によつて同會社設立委員特別委員長たる石炭業聯合會會長松本健次郎氏の就任を見ることに内定を見たので藤原商相は三十日の開議において右経過の説明を行ひ、石炭配給統制法の一部制限期日並に同施行令の二件を決定したが日本石炭會社の創立が豫定の七月一日より早まつて六月一日となつたので會社監督に關する規定即ち同法第二條乃至第五條及び第十五條乃至第三十七

條を六月一日より繰上げ施行し實體に關する規定第一條は會社の業務開始と、もに十月一日より施行することになつた

東見初炭礦が

大炭層發見

東見初炭礦株式會社では一割の増産命令に對し、杭木不足及昂騰、人的資源の逼迫に對して同社現在の東南隣接地の昭和六年來大倉組所有の沖見初炭礦(海底)を買収これが開坑に着手、既に排水作業を完了、試鑿にかゝつてゐるが、俄然新炭層を發見し新坑道の開鑿をなしてゐるが、その成績は良好である云はれ、これが鑛區は東見初炭礦と同様一千萬坪餘の一大鑛區と算定され、近く東見初の電化と同時に坑道電車を引込むこととなり結果一割増産は容易と見られてゐる

咸北石炭鑛業會

改組及改稱

朝鮮に於ける「咸北石炭鑛業會」は今般

「朝鮮有煙炭同業組合」を改組改稱し事務所

を京城府古市町四三石炭ビル内に移轉した

日本發送電會社を略して日發と呼ぶのは既に通り名となつたが今度の日本石炭會社は日石と呼ぶことにしたい日本石油は日油と呼ぶべき。

東邦電氣株式會社

本會記事

●重役會並理事會

四月二十八日午前十時より本社會議室に於て開催、山本社長始め野上名譽會長、末吉(代)、北代、藤井、金丸、中島松尾、橋上、田籠、有江、西本、和才、各重役理事出席、特に中島相談役も出席、左記議題につき慎重協議した。

- 一、昭和十四年度下半期決算の件
- 一、定時株主總會開催の件
- 一、日本石炭株式會社株式割當に關する件
- 一、其他

●定時株主總會並定時互助會總會

四月二十八日午後二時より若松商工會議所に於て開催。

株主總數百三十九名中 出席者百二名
全株數二万株の中出席株數一万九千六百二十株、會員數百

八十三名中百三十一名出席、山本社社長兼會長の挨拶に引つゞき左記事項を附議決定した。

互助會定時總會附議事項

- 一、昭和十四年度互助會々務報告
- 二、昭和十四年度互助會決算承認の件
- 三、其他

株主總會 附議事項

- 一、第七期(昭和十四年度下半期)營業報告
- 二、昭和十四年度下半期決算承認の件
- 三、日本石炭株式會社設立準備經過報告
- 四、日本石炭株式會社株式割當に關する件
- 五、其他重要事項

日本石炭株式會社株式に關しては、全員の希望によつて全

會員に振り當てる事に決定した。

○本社理事推薦

四月二十八日重役會に於て新理事を次の如く推薦各氏ともこれを受諾した。

美川泰市郎 (日産化學) 四月二十八日就任
吉原 梅吉 (肥前支部長) //
加茂 泰吉 (加茂目尾炭坑々主) //
風戸 道康 (互助會總務) //

○勞務輔導員設置に關する打合せ

五月五日縣廳新館二階會議室に開催。
本會川原勞務係員出席した。(詳細別項参照)

●資材部記事

△第五回購賣研究會

四月十二日本會會議室にて開催。

△資材配給協議會綜合部會

四月十五日午後一時より若松商工會議所に於て開催、全炭

坑出席した。

△坑木關係委員會

四月十八日午前十時より開催。

△第六回購賣研究會

四月二十二日本會事務所に於て開催。

△坑木關係懇談會

四月二十三日午後一時より博多商工會議所に於て開催され縣より林務課長外係官出席、本會より赤司課長、早間係員炭坑側よりは地方部會委員出席した。

△町田社員等上京

炭礦用米の確保とカーバイドの圓滑なる配給に關し陳情の爲、炭坑代表者、末吉(金丸鑛業)、岩隈(富山)、篠原(西川)、土師(海老津)氏と共に上京五月六日歸つた。

△福鑛局管内炭山カーバイト

資材配給聯絡協議會

五月九日市川鑛業ビルに於て開催、赤司課長出席。

△資材配給協議會綜合部會

五月十一日若松商工會議所にて開催全炭坑出席。赤司課長挨拶の後、町田係員等より上京陳情運動の経過報告を行ひ更に今後の米、カーバイド対策の件に關し協議した。

●業務課記事

△業務課長上京

四月十六日省納炭日發炭契約に關して安西課長外上京。

△業務課地方部會

四月十三日より左記の順序にて順次開催、各部會を通じ野見山、井村係員出席した。

- 十三日 上嘉穂部會 上山田「大山」
- 十五日 田川部會 後藤寺町役場
- 十六日 西川部會 折尾「喜樂」
- 十七日 遠賀部會 香月梅ノ屋
- 十八日 飯塚部會 飯塚商工會議所

△商務委員上京

四月十八日久恒柴田、十九日庄町岐商務委員省納炭の件にて上京した。

△藤木係員監督局出張

四月三十日日發用炭の送炭実績報告の爲福岡局を訪問した

△石炭品位取締規則打合せ

五月六日福岡市教育會館、七日福岡公會堂に於て開催。商工省杉村事務官より説明の後經濟保安課よりの注意あり種々打合せを行つた。

業務課より橋本氏、杉口、井村係員、鍋島調査課長、福井庶務係員出席した。

五月十三日若松陸署階上に於て、水野經濟保安課長より重ねて趣旨の説明あり、炭坑販賣者との間に質問應答を行つた。

●肥前支部關係記事

△第十一回支部總會

四月二十日佐世保市公會堂に於て開催、全會員出席左記の

議題につき協議した。

- 一、石炭鑛業による所得金に對する税金免除の件に關し
- 一、石炭増産法に關する件
- 一、支部理事増員の件（小代新一氏理事に就任）
- 一、新入會員の件

△炭坑協議會

四月二十四日佐世保市公會堂に開催、商工省より照會の石炭生産費及び品質調査に關する件にて協議した。

△理事會

五月六日支部事務室にて開催、高橋氏を理事に推薦した。

石炭鑛業權設定

(自昭和十四年十二月廿一日至昭和十五年二月九日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
長崎 四四〇	東彼杵郡江上村早岐町	九三、四〇〇	名古屋市熱田區池田町 株式会社 鈴木石炭商店 鑛業部
〃 四四一	西彼杵郡式見村三重村並ニ海面	九六、七〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村 田中 雅美
〃 四四二	北高來郡小栗村諫早町	九七、五〇〇	同 柿木村 吉居丑之助 外一人
宮崎 三〇四	宮崎郡那珂村廣瀬村佐土原町	八五、八〇〇	宇部市東區本町一丁目 東長丸 外三人
福岡 七〇〇	築上郡葛城村築上村	一〇〇、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 野見山 安太郎
佐賀 三〇七	杵島郡朝日村若木村武内村	一八、三〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 草場 淺市
長崎 四四七	東彼杵郡松島村福重村千綿村並ニ海面	九八、三〇〇	福岡市大名町 高須重彦 外一人

試掘願許可

佐賀 三五五	杵島郡六角村南有明村須古村錦江村	九三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北海道炭礦汽船株式會社
熊本 三五七	玉名郡玉永村伊倉町八嘉村	九六、〇〇〇	下關市關後地村	海 部 義 道
福岡 七五〇	遠賀郡岡垣村	九六、〇〇〇	京都市伏見區新町四丁目	藤岡芳藏 外一人
山口 五八二	吉敷郡井關村厚狹郡二俣瀬村	九三、〇〇〇	山口市道場門前	河 村 喜 作
佐賀 三五五	西松浦郡伊萬里町大塚村南波多村	七五、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草 場 淺 一
長崎 四八八	南高來郡加津佐町口之津町	九六、〇〇〇	福岡市大名町	高 須 重 彦
福岡 四八八	北松浦郡御厨村	三三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北松炭礦株式會社
福岡 四八八	同郡福島村並ニ海面	三三、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
福岡 七七一	朝倉郡夜須村三輪村	一、〇〇〇、〇〇〇	佐世保市春日町	緒 方 行 史
福岡 七七一	遠賀郡岡垣村	五五、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡二瀬町	久 保 藤 美
福岡 七七一	遠賀郡遠賀村青屋町岡垣村	八五、〇〇〇	飯塚市立岩	株式會社 廣生商店



炭界日誌

福 井 生

四月十六日 火曜
 △洞海湾底の石炭試掘願が提出され注目されてゐる。
 四月十七日 水曜

△日本石炭坑夫同盟では、日本總同盟を脱退して國策の線に副ふところの新思想の運動労働組合を組織すべく計畫中である。

四月十八日 木曜

が行はれてゐる。

△吉田厚生大臣日産化學遠賀鑛業所視察。
 四月十九日 金曜

△關西商工懇談會、新大阪ホテルに於て開催、石炭部會、鐵鋼部會等の各部門別懇談會が開かれそれ／＼當局と業者間との間に意見の交換が行はれた。

△滿鐵に於て石炭液化の擴充強化計畫を樹立した。
 四月二十日 土曜

四月廿四日 水曜

△全國石炭統制聯合會では、逓信省が運賃値下を認可した以上炭價に加算は當然なりとし、炭價の値上げを陳情する事になつた。

△山本社長歸社、歸來談を發表。
 △日本海運協會が設立される事になつた。
 △石炭鑛業聯合會では石炭増産官民打合會を開いた。

四月廿一日 日曜
 △日本石炭株式募集要項が發表された。

四月廿五日 木曜

四月廿二日 月曜
 △福鑛局では他鑛區並に公害地を掘る炭坑を斷乎取締る方針である。

△若松驛ヤード大改良工事、來月より着工する事になつた
 四月廿六日 金曜
 △日滿支石炭聯盟初總會を東京會館に於て開催。

△宇部石炭統制會社が創立された。
 △石炭水撰鑛業組合理事會開催、會員獲得に乗出す事になつた。

四月廿七日 土曜
 △福岡縣と福鑛局との石炭に關する第一回連絡會議が開かれた、今後毎月二度開催の筈。

四月廿三日 火曜
 △日本石炭株式會社正副社長任命に關し／＼の臆沙汰

四月廿八日 日曜
 △午前十時より本社會議室にて重役理事會。

△午後一時より若松商工會議所に於て定時總會。
四月廿九日 天長節

△山元貯炭またく激増し年間を通じ、輸送者側より平均して輸送せよとの要望が起つてゐる。

四月三十日 火曜

△武内専務、病氣中なりしところ全快本日より出社。

△本日定例閣議に於て、日本石炭創立の打合せが行はれた

五月一日 水曜

△山本社長上京。

△福岡局管内鑛業報週間が開始された。

△日本石炭社長に松本健次郎氏内定したと傳へらるゝ。

五月二日 木曜

△全國石炭聯合會では關東、關西、中部、九州の四支部を
設置する事になつた。

五月三日 金曜

△石炭鑛業聯合會では炭坑所要資材物資の全國配給會社設
立を計畫し、既に商工省の諒解を得た。

五月四日 土曜

△石炭配給統制法の施行期日並に施行令が公布された。
五月五日 日曜

△福岡縣廳にて、炭坑勞務補導員設置に関する懇談會。
五月六日 月曜

△福岡教育會館に於て石炭品位取締規則打合會開催。

△石炭助成金交付規則が公布された。

五月七日 火曜

△前日に引つゞき石炭品位取締規則につき、福岡市公會堂
に於て縣と販賣業者との間に懇談を行つた。

五月八日 水曜

△北海道炭輸送設備の改良擴張を強調した。

五月九日 木曜

△別府炭坑々主本間誠之進氏葬儀。

五月十日 金曜

△滿洲炭礦の増産計畫は鶴岡一本主義で進む事になつた。

鑛山用機器界の權威

株式 多々良製作所

近く六百萬圓に増資して 愈々大陸へ進出計畫

石炭の産額に於て全國の六割を占めると言はれてゐる九州の地福岡縣粕屋炭田を前面に控へて、茲、粕屋郡志免町大字御手洗六番地(福岡市外)に廣表實に七萬數千坪を有する株式會社多々良製作所がある。生産力擴充、鑛物増産獎勵下に於て撰洗炭機を始め鑛山用諸機械の製作に邁進し、増設に次ぐ増設で今や福岡地方屈指の大工場として、其の偉容を整備しつゝある株式會社多々良製作所!!

同社は昭和十三年十一月選炭機界の權威として知らるゝ現
常務取締役雜野嘉市氏の發明にかゝる特許水洗機(日本政府
特許一〇三七一号滿洲國政府特許第四三二四号)を主体に
資本金二百萬圓を以て創立されたものである。

雜野氏は元東邦炭礦株式會社の技師たりし仁で、二十數年
間に亘る鑛山業務の體験により考案したる、上記水洗機を以
じめ、捲揚機、ベルトコンベヤー、送排風機等々鑛山用機械
の製作を畢生の事業として献身的努力を續けて居る極めて熱

心なる技術家である。

營業品目としては前記の外鑛山用諸機械器具其他一般諸機
械の設計製作も行ひ創業以來僅々一年有半にして長足の進
展をなし、早くも斯界に頭角を現し、其の目覺き躍進振り
は雜野氏の熱と鍊達せる技術もさる事ながら取締役社長安部
政次郎氏の統率よろしきに依るは勿論で、常務取締役上原一
朗氏と雜野氏のタイアップ樞軸メムバーたる工務長幸田來造
氏、事務長田中安太郎氏、營業課長村田稔氏等の活躍と事務
の圓滑なる遂行によるもので全社員、従業員が一心戮力「事
業と生死を共にす」てふ信念の下に、時局下産業人の目的に
向つて邁進する處に同社の特質と更なる發展性が現れる。
同社では創業以來製鐵、鍛鍊、熔接、仕上、木型、鑄物、工
具各工場の建設に精進し本春第四期建設を完了した程で、年
産四百萬圓は現在資本を以て優に消化し得るもの見られてゐ
る。一方販賣では九州の地元は勿論滿洲國を始め全國各鑛山
工場を網羅し、本年度に於ては遠く蒙疆北支に迄も積極的
に販路を擴張する豫定である。

更に同社の前途を觀るに寔に洋々たるものがある。即ち七
萬數千坪の敷地には今後尙擴充計畫が進められつゝあり現在の
の資本額では到底需要に應じ切れないところから一躍三倍増
資の案が具体的に進められて居り愈々近くこれが實現した曉
こそ東亞に於ける同社の存在は更に意義あるものがあらう。
以上

編輯後記

日本石炭株式会社は愈々六月一日創立總會を開催する。此處に於て我國石炭配給カルテルは遂に一元化され、國家の意志に基いて活用せられることとなる。之により石炭配給が國家的必要部門には勿論、從來圓滑を缺いた方面にも滞りなく行はれる事を我々は大いに期待するものである。

歐戰は正に酣まなつた。ドイツのベルギー(今回はオランダも)侵入は遂に二十六年振りに再現し、引續きマザノ線も突破した。前大戰と相違し背後に軍事的危険性なく、食糧及諸物資獲得に於ても前大戰より優越的地歩を得た現ドイツは益々英佛勢力を壓縮するであらう。

然しかるナチスドイツの力は一朝一夕にして生れたものではない。政府の明き計畫的統制、國民の之に對す精神的、經濟的一致、協力、自製の賜である。我官民大いに學ぶべき点あるを覺ゆ。

に學ぶべき点あるを覺ゆ。

歐戰は右の如く益々擴大の徵候があるが或は獨英佛ソ伊關係は微妙を極めてゐるので、或は之等の勢力が或種の均衡点に達した場合は突如和平、休戦を現出するかも知れない。歐洲の事情の變化は東洋に大なる影響を及ぼす。我々は河向ふの火車として油断はならない。

近頃物資の暗取引、暗相場が甚しく行はれてゐる事は、之を最後に轉稼さるゝ最終消費者、又は公定價格を嚴守せんとする純真なる者に於ては迷惑千萬である。炭坑資材入手に於ても暗の被害を被むる者が相當ある様だ。全面的公定價格守運動の展開は急務であらう。

會報も前号よりザラ紙に變更した。印刷紙入手難の爲である。然しごこの倉庫には暗ネットクがうなつてゐる事の事も聞き及ぶ。(X i s h)

互助會報・第五卷・第五號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十五年五月十七日印刷納本
昭和十五年五月二十日發行
若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸 道康

編輯人 若松市本町三丁目

印刷人 吉田 方造

若松市本町三丁目

印刷所 吉田印刷所

電話 六五二番

福岡縣若松市本町三丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 四七六番
七〇九番

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

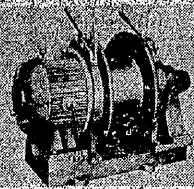
店主 山田 菊次

電話福岡西② (西) 三九一七番
二四三九番
三四一四番
四三二七番

出張所

東京市麻布區材木町七五番地
北海道釧路市富田町二八番地
北海道上川町南五丁目
若松市三番町五丁目
福岡縣飯塚市二番町春日
福岡縣後藤市寺代町春日
佐賀縣北松浦郡津島
長崎縣北松浦郡津島

電話赤坂二八八番
電話釧路九四九番
電話留萌二四五番
電話若松一四七番
電話飯塚三三三番
電話後藤寺三三番
電話相模浦七七一
電話唐津七一四



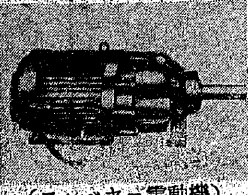
(小型萬能捲)



(人車急救車)



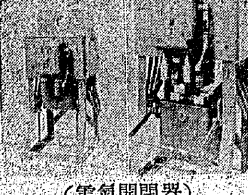
(九六型捲)



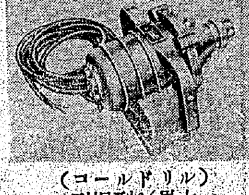
(コンベヤ電動機)
GX-N-S型



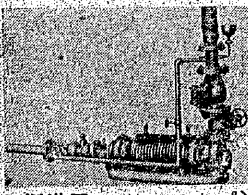
(九六型モーターブリー)



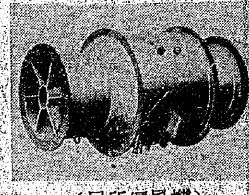
(電気開閉器)



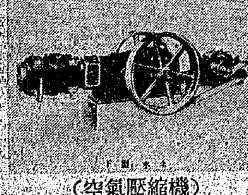
(コールドリル)
耐爆型 3/4馬力



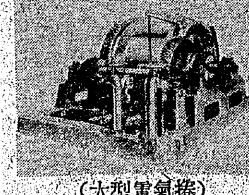
(掘進用ダーリンポンプ)



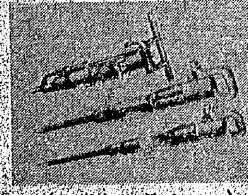
(局所扇風機)



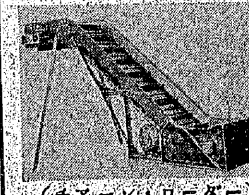
(空氣壓縮機)



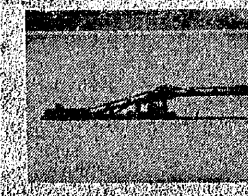
(大型電気捲)



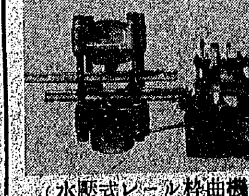
(ロック・ドリル)
(ピツカ、ハンマー)



(チェーン・ローダー)



(モーター)



(水壓式レール棒曲機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式會社 谷商店

福岡市土山町三ノ四番地
電話 〇五七〇・二九六・二九七

ベルト・コンベヤ設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

- 西 部 電 氣 工 業 所
- 獨 乙 フ ロ ッ ト マ ン 社 鑛 山 機 械 社
- 獨 乙 製 鋼 株 式 會 社
- 瓜 生 製 作 株 式 會 社
- 精 本 チ ェ ー ン 製 作 所
- 日 本 S K F 興 業 株 式 會 社
- 大 限 鐵 工 所 工 作 機 械 社
- 東 京 衡 機 製 造 所
- 菊 川 鐵 工 所 木 工 機 械 社
- 藤 村 機 械 製 造 株 式 會 社
- 草 場 計 器 製 作 所
- 日 本 機 械 製 鑄 株 式 會 社
- 福 島 鑛 製 造 所 ト ン ン 機 械
- 江 崎 鐵 工 所 ア レ ン ズ 類
- 石 原 兄 弟 商 會 ア レ ン ズ 類
- 日 立 製 機 工 業 株 式 會 社
- 山 本 商 會 工 作 機 械 社
- ベ ッ カ ー 商 會 機 械 部
- 關 西 鐵 工 所
- ア ル フ レ ッ ト 機 械 部
- 植 田 鐵 工 所 齒 車
- 毛 利 製 作 所 齒 車

昭和十五年五月七日第三種商標登録可
昭和十五年五月十七日印刷
石炭鑛業互助會報 行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會